

IMES DISCUSSION PAPER SERIES

意思決定有用性に係る質的特性の分析： 変容する「信頼性」

さわい こうき
澤井康毅

Discussion Paper No. 2024-J-18

IMES

INSTITUTE FOR MONETARY AND ECONOMIC STUDIES

BANK OF JAPAN

日本銀行金融研究所

〒103-8660 東京都中央区日本橋本石町 2-1-1

日本銀行金融研究所が刊行している論文等はホームページからダウンロードできます。

<https://www.imes.boj.or.jp>

無断での転載・複製はご遠慮下さい。

備考：日本銀行金融研究所ディスカッション・ペーパー・シリーズは、金融研究所スタッフおよび外部研究者による研究成果をとりまとめたもので、学界、研究機関等、関連する方々から幅広くコメントを頂戴することを意図している。ただし、ディスカッション・ペーパーの内容や意見は、執筆者個人に属し、日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。

意思決定有用性に係る質的特性の分析: 変容する「信頼性」

さわい こうき*
澤井康毅*

要 旨

本稿は、投資家の意思決定に有用な情報を提供するために会計基準が備えているべき「質的特性」を題材として、かつて基本的特性とされていた「信頼性」が、FASB と IASB による共同プロジェクトを経て、「表現の忠実性」に置き換えられた理由を分析している。「信頼性」とその要素であった「表現の忠実性」および「検証可能性」が、基準開発上どのように解釈・運用されていたかを確かめた結果、「信頼性」がもともと「表現の忠実性」を意味していたとする基準設定主体の説明は誤りといえなかった。しかし、忠実な表現の対象は、2000 年以降、企業の財政状態へとシフトし、あわせて、「表現の忠実性」と結びつけられた公正価値評価の拡大により、「表現の忠実性」と「検証可能性」の両立が困難になっていく様子が観察された。「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換え、「検証可能性」を補強的な特性とした背景には、「信頼性」を構成する質的特性間の矛盾を避け、現行基準をよりよく説明する意図があったと考えられる。

キーワード：意思決定有用性、概念フレームワーク、質的特性、信頼性、表現の忠実性、検証可能性、公正価値

JEL classification: M41

* 埼玉大学大学院人文社会科学研究科准教授、日本銀行金融研究所
(E-mail: sawaik@mail.saitama-u.ac.jp)

本稿の作成に当たっては、秋葉賢一教授（早稲田大学）、小川淳平准教授（神奈川大学）、米山正樹教授（東京大学）、ならびに金融研究所スタッフから有益なコメントを得た。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りはすべて筆者個人に属する。

1. はじめに

昨今、企業に求められる財務報告の範囲が拡大し、開示や保証のあり方を検討する研究は増加している。企業が財務情報や非財務情報をどのように開示すべきか、それらの情報に要求される保証水準はどの程度か、といった課題は実務上も重要である。しかし、これらの課題を議論するうえでは、財務報告がそもそも何を目的としているか、ということに立ち返る必要があろう。

財務報告は、株主から委託された資金を管理・運用し、その顛末を説明するという経営者の受託責任ならびに会計責任の解除、あるいは、株主と経営者のように利害が対立する利害関係者間の利害調整といった機能を持つとされる。各種機能がある中で、概念フレームワークに定められる財務報告の主目的は、投資家の投資意思決定に有用な情報提供にあるとされ、この立場は各国の基準設定主体に共通している。そして、この「意思決定有用性」を支える要素、すなわち、投資家の意思決定に有用な情報が備えるべき性質として、「質的特性（Qualitative characteristics）」という概念が存在する。質的特性は、財務会計基準審議会（Financial Accounting Standards Board: FASB）が 1980 年に公表した概念書（Statement of Financial Accounting Concepts: SFAC）第 2 号を皮切りに、他の基準設定主体も言及しており、それは企業会計基準委員会（Accounting Standards Board of Japan: ASBJ）も例外ではない。米国を発祥とする、この質的特性という概念は、財務報告の目的を達成するうえで、個別の会計基準（以下、個別基準）が満たすべき必要条件を意味している。質的特性が概念フレームワークに含まれる必然性はないが、いまや「会計基準の性質を端的かつ象徴的に示すスローガンとして多くの人に受け止められて」おり（大日方〔2007〕69～70 頁）、財務報告の意思決定有用性を議論する際の重要な前提となっている。

各基準設定主体は、互いの体系・内容を接近させつつも、質的特性の項目、序列関係には相違がある。とりわけ、「信頼性」という質的特性の位置づけや解釈は一様でない。ASBJ は、いまなお「信頼性」を基本的な質的特性としているが、FASB と国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board: IASB）は、2010 年に共同開発した概念フレームワーク（以下、共同フレームワーク）において、「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換え、「検証可能性」を補強的な特性とした。「表現の忠実性」は、「検証可能性」や「中立性」と並ぶ「信頼性」の要素であったが、「信頼性」の原義に最も近いという理由で代替されたのである。この改訂に対しては、「信頼性」を「検証可能性」の意味で

捉えていた関係者からの反対意見が多くあり、改訂の背景には公正価値評価の促進があるという見方も通説となっている。しかし、「信頼性」の解釈・運用の実態、「信頼性」の置き換えに関する基準設定主体の説明や上記通説の妥当性は明らかでない。

以上の問題意識を踏まえ、本稿では、基本的特性の地位にあった「信頼性」が、なぜ「表現の忠実性」に代替されたのかという主題を設定する。本主題に対しては、Ramanna [2021] のように、当時の基準設定において中心的な役割を果たした関係者へインタビューを行うことも考えられるが、一般的に、そのような関係者へのインタビューの実行は難しい。そこで本稿は、公表された個別基準の内容分析により、「信頼性」と「信頼性」を構成する特性に係る解釈・運用の実態を明らかにすることを通じ、「信頼性」が「表現の忠実性」に代替された合理的な理由を探る。「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換えた背景には、基準開発における「信頼性」の解釈や、「信頼性」の要素である「表現の忠実性」と「検証可能性」の関係性に変化があったことなどが推測される。しかし、「信頼性」が個別基準の開発において、どのように解釈・運用されていたかについては明確でないため、本稿ではこの点を取り上げて分析する。

本稿の構成は以下のとおりである。2 節では、各質的特性が、どのような経緯で登場し今に至っているのかを網羅的に整理している。各質的特性の意味内容、「信頼性」の位置づけに係る整理を踏まえ、3 節では、「信頼性」と個別基準との関係性を、基準設定過程に照らして考察する。4 節は結論部分である。先行研究の多くは、質的特性に係る歴史的経緯や意味内容を説明するものであり、質的特性の体系・内容が個別基準にもたらす影響を分析するものではない。質的特性を会計処理に適用するための具体的な指針は存在せず、また、個別基準の開発において質的特性が果たしてきた役割も不明である。曖昧に引用されがちな「信頼性」、「表現の忠実性」の解釈・運用の仕方を個別基準に照らし検証する本稿は、質的特性を題材とする先行研究に追加的な貢献をもたらす。また、質的特性を含むわが国の概念フレームワークには、基準開発の指針たる役割が期待されている。質的特性に根差した基準開発を志向するならば、国外における質的特性の運用実態も踏まえておく必要があるだろう。その点で、「信頼性」とその要素に焦点を当て、質的特性に係る国外の運用実態を部分的に説明する本稿には意義があると考えられる。

2. 質的特性の形成過程

現在、各会計基準設定主体が公表する概念フレームワークでは、財務報告の基本目的として、外部利用者の投資意思決定に有用な情報提供が挙げられている。その一方で、経営者の受託責任に係る履行状況の判定に必要な情報提供も財務報告の目的に含まれることがあり、投資意思決定有用性との関係性が問題とされる。2つの目的の関係性は、財務報告のあり方に影響する重要な論点であるが、本稿は、財務報告の主目的が投資意思決定に資する情報提供にあると置いたうえで、それを支える質的特性という概念を検討の題材とするものである。まずは、質的特性に関連する過去の主要な報告書、各基準設定主体が公表した概念フレームワークを整理する。

(1) FASB および IASB の質的特性

イ. FASB 概念フレームワーク公表以前

1966 年公表の「A Statement of Basic Accounting Theory」(以下、ASOBAT)、1970 年公表の「Statement of the Accounting Principle Board No.4」(以下、APB 第 4 号)、1973 年公表の「Objectives of Financial Statements」(以下、Trueblood 委員会報告書)は、FASB の概念フレームワークの基礎となった重要な公表物として頻繁に引用される。これら 3 つの公表物の内容には多くの共通点があり、それは、2 つ以上の公表物の作成に関与した人物の影響によるところが大きい(Zeff [2013])¹。

まず、これらの公表物において、財務諸表の基本目的は、利用者の経済的意思決定にとって有用な情報の提供にあるとされた。ここでいう利用者の経済的意思決定には、投資判断のほか、経営者の受託責任やその他責任の履行状況を評価することも含まれる²。そして、有用たりうる財務情報が備えるべき特性と

¹ Zeff [2013] は、概念フレームワークの比較分析を行う者は、概念フレームワークの作成に影響を及ぼしたこれらの「知的支柱 (intellectual linchpins)」を認識しておく必要があると述べている (p.312)。例えば、ASOBAT 作成委員会の George H. Sorter 委員は、Trueblood 委員会報告書の起草に research director として大きく関与した。Paul Rosenfield は、APB 第 4 号の主要起草者であり、Trueblood 委員会報告書の作成にも research staff としてかかわっている。

² これらの公表物とは対照的に、例えば、1965 年に公表された「An Accounting Research Study No.7」(AICPA [1965]) は、会計の主たる職能を、企業の受託責任ならびにその他の会計責任の履行状況の評価に必要な情報提供に求めている。

して、質的特性という概念が登場したのであり³、これらは、財務情報に何を含め、何を排除すべきかの基準となる（AAA [1966] p. 13）。各公表物の質的特性は、表 1 のとおりである。

表 1. ASOBAT、APB 第 4 号、Trueblood 委員会報告書の質的特性

ASOBAT	APB 第 4 号	Trueblood 委員会報告書
目的適合性	目的適合性	目的適合性≒重要性
検証可能性	検証可能性	信頼性
不偏性	中立性	不偏性
量的表現可能性	理解可能性	理解可能性
	比較可能性	比較可能性
	適時性	一貫性
	完全性	形式より実質

いずれの公表物も「目的適合性」を最初に説明しており、「目的適合性」のある情報は、情報利用者の目的（投資意思決定等）に関連し、意思決定に影響を与えるか、与える可能性を持つものである。ASOBAT と APB 第 4 号は、「目的適合性」を最も基本的な特性に位置づけたが、Trueblood 委員会報告書は、他の特性との間に明確な序列をつけていなかった。ただし、Trueblood 委員会報告書の特徴として、「目的適合性」の要素に「重要性」を含めていたことがあり、「目的適合性」のある情報は、経済的意思決定に影響を与える見込みが大きいものでなければならない（AICPA [1973] p.73）。ASOBAT と APB 第 4 号に共通する特性は「検証可能性」であり、2 人以上の者が同じ資料を独立に用い、本質的に類似した数値または結論が得られるというものである⁴。その点、Trueblood 委員会報告書は、「信頼性」という特性を挙げたが、この「信頼性」は、測定者間のコンセンサスとしての「検証可能性」を意味するものではなかった。また、すべての公表物に登場する「不偏性（中立性）」は、情報がある人々に有利（不利）となるような偏りを持たないことである。

³ 厳密には、ASOBAT は、質的特性ではなく「会計情報の諸基準」という用語を用いていた。

⁴ Ijiri and Jaedicke [1966] は、測定者間のコンセンサスにより測定システムの「客観性（objectivity）」を定義しており、この定義が「検証可能性」に取り込まれたとみられる（Erb and Pelger [2015] pp.21-22）。

「理解可能性」と「比較可能性」は、APB 第 4 号と Trueblood 委員会報告書に共通する特性である。APB 第 4 号は、企業の経済活動や財務プロセス、専門用語に相当程度精通した利用者を対象に「理解可能性」を定義していたが、Trueblood 委員会報告書は、専門的利用者にしか理解できない情報は偏向を作り出すとする一方で、財務情報が一般的な投資家の関心にのみ限定されるものであってはならないとした。また、「比較可能性」は、同一の取引は同一であると表示し、相違点があれば相違するように表示するものである。そのうえで、Trueblood 委員会報告書は、「比較可能性」を高める特性として、取引の経済的実質を会計処理に反映すること、すなわち「形式より実質」を加えた。さらに、「比較可能性」の重要な属性とされる「一貫性」を独立の特性として加えている。

その他、各公表物に固有の質的特性としては、ASOBAT の「量的表現可能性」がある。報告する情報・資料の数量化は有用性に寄与するが、数量的尺度は貨幣に限られず、単一数値ではなく区間推定であってもよい（AAA [1966] pp.18-20）。また、APB 第 4 号には、情報が意思決定に間に合うよう速やかに伝達されることを意味する「適時性」があり、質的特性の要請を合理的に充足させるような財務情報は「完全性」を持つとされた。

なお、これら質的特性の間には、トレードオフが存在し、状況に応じ優先すべき質的特性は異なるとされる。質的特性に序列を与えることで、トレードオフは解決されうるとしても、質的特性間の相対的重要性について利用者や会計士の合意を得ることは容易でないとされた（AAA [1966] p.41; AICPA [1970] para.111; AICPA [1973] p.63）。

ロ. SFAC 第 2 号 (1980)

一連の公表物を踏まえ、FASB は、1980 年に SFAC 第 2 号を公表した。SFAC 第 2 号を含む概念フレームワークの目的は、FASB が財務会計および財務報告の基準を開発する際に使用する目的と概念を確立することにある。ただし、FASB の概念フレームワークは権威的地位が低く、個別基準の開発や財務諸表作成において考慮する必然性がない。そのため、概念フレームワークと個別基準の間には、矛盾が生じる可能性があるが、その矛盾自体が直ちに問題視されるわけではない（SFAC 第 1 号 p.6）。

SFAC 第 1 号に定められる財務報告の目的は、現在および潜在的な投資家、債権者、その他の利用者が、合理的な投資、与信等の意思決定を行ううえで有用

な情報を提供することであり、それは経営者の受託責任の履行に関する情報提供も含んでいる（para.34, 50）。そして、意思決定に有用な財務情報が備えるべき質的特性がSFAC第2号に明示され、これらは概ね、米国会計学会（American Accounting Association: AAA）や米国公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants: AICPA）による過去の公表物から引き継がれたものである⁵。質的特性は、主要な特性である「目的適合性」と「信頼性」、2 次的な特性である「比較可能性」と「一貫性」、利用者固有の特性である「理解可能性」、情報提供に係る一般的制約としての「重要性」、「コスト制約」から成っている。これらの質的特性は、一見して自明に思われるが、意思決定有用性という抽象的な概念を具体化し、利害関係者間のコミュニケーションを改善すること、財務報告にまつわる問題に取り組む際の精度を向上させることが期待されていた（Storey and Storey [1998] pp.118-119）。

（イ）基本的特性：「目的適合性」と「信頼性」

SFAC 第2号の「目的適合性」は、財務情報利用者の意思決定に違いを「もたらず」ものであり、「予測価値」、「フィードバック価値」、および「適時性」から構成される。すなわち、目的適合的な財務情報は、過去・現在・将来の事象に係る結果の予測を支援する「予測価値」、事前の予想の確認または修正を支援する「フィードバック価値」、その影響力を失う前に意思決定者が入手できる「適時性」を持つものである（SFAC 第2号 paras.46-57）⁶。

「目的適合性」と並んで基本的特性とされた「信頼性」は、表現しようとする現象を忠実に表し、誤りや偏りを適度に免れていることを保証する情報の質である（同p.10）。「信頼性」は、「表現の忠実性」、「検証可能性」から構成され、「中立性」は「信頼性」を構成するこれら 2 つの特性と相互作用することで有用性に寄与する。「表現の忠実性」は、測定値や記述と、それらが表そうとす

⁵ 概念フレームワークの作成には、例えば ASOBAT 作成委員会の Charles T. Zlatkovich 委員長、APB 第4号の作成に携わった APB の George R. Catlett、Philip L. Defliese、Oral L. Luper 各委員が、FASB 専門委員会の委員として関与している。

⁶ なお、受託責任の履行状況に係る評価は意思決定の主要部分ではないが、それは「フィードバック価値」が「予測価値」に劣位することを意味するものではない（SFAC 第2号 para.29）。

る現象の実質が一致または対応していることであり⁷、SFAC 第 2 号の起草者である David Solomons の造語とされる (Zeff [1999] p.109)。ASOBAT や APB 第 4 号と同様、測定値に関する測定者間のコンセンサスを意味する「検証可能性」は、直接的検証と間接的検証に分けられる。現金実査等の直接的な観察を通じて金額を検証する直接的検証は、測定者の個人的なバイアス（技能不足や誠実さの欠如等の意図的なバイアスを含む）としての「測定者バイアス (measurer bias)」と、測定方法そのものに内在するバイアスとしての「測定バイアス (measurement bias)」を緩和し、「表現の忠実性」に寄与する。他方、測定に用いたインプットの確認、同一のモデルや算式を用いた再計算による間接的検証により緩和されるのは「測定者バイアス」のみであり、測定方法に内在するバイアスによって「表現の忠実性」は保証されないことがある (SFAC 第 2 号 paras.81-89)⁸。「表現の忠実性」と「検証可能性」は協調関係にあるようにみえるが、「信頼性」の中にこれら 2 つの特性が併存しているのは、客観的で検証可能な証拠に基づく財務諸表を好み現在価値評価に否定的な情報作成者の立場と、経済現象を忠実に表現することで財務諸表利用者の経済的意思決定に寄与しようとする学術的立場を融和させた結果であるという (Erb and Pelger [2015] p.24)。なお、「中立性」の定義は、これまでの公表物と大きく異ならず、企業行動を望ましい結果へ誘導するような基準は、「表現の忠実性」につながらないという意味で欠陥があるとされる⁹。

そして、基本的な質的特性として定義された「目的適合性」と「信頼性」の間には、トレードオフが存在する (SFAC 第 2 号 paras.42-45)。

⁷ 必要な情報はすべて含まれるべきという「完全性」、表現されるべきは現象の形式より実質であるという「形式より実質」は、質的特性として強調されていないものの、「表現の忠実性」を支える要素である (SFAC 第 2 号 paras.63-80)。

⁸ 例えば、期末時点の棚卸資産原価が、後入先出法により測定されている場合、間接的検証は、当該方法が棚卸資産の物理的な流れを忠実に表現していることを必ずしも保証しない。

⁹ 実務上の慣行・美德として定着している保守主義は、不確実性やリスクに対する慎重な反応であり、純資産と純利益の意図的で一貫した過少表示をもたらすが、「中立性」や「表現の忠実性」、「比較可能性」に反するとされる (SFAC 第 2 号 paras.91-110)。ただし、「中立性」に固執することは、国家目標の達成を阻害するとの意見もある (同 para.103)。

（ロ）その他の特性

2 次的な特性である「比較可能性」は、「目的適合性」および「信頼性」と相互作用しながら、情報の有用性向上に寄与するものであり、「一貫性」は「比較可能性」を達成する手段に位置づけられる。ただし、ある取引事象について特定の会計方針を一貫して適用することは、時系列および企業間の実質的差異に係る「比較可能性」を阻害することがある。「比較可能性」は、取引事象の経済的実質を忠実に表現するように会計方針を選択し、ときに変更することで高められる（SFAC 第 2 号 paras.111-122）。

また、財務報告一般にかかわる制約的特性として、「重要性」と「コスト制約」がある。「重要性」ある財務情報は、利用者の意思決定に影響を与えるため、「目的適合性」と「重要性」には共通点があるが、Trueblood 委員会報告書と異なり、「重要性」は「目的適合性」に含まれなかった¹⁰。

「コスト制約」とは、特定の情報開示要求が正当化されるためには、当該情報開示から得られる便益が関連するコストを上回らなければならないというものである¹¹。会計基準の費用対効果は常に考慮されるべきものであり、利用者の便益のために、ある質的特性を高めながら他の質的特性を犠牲にすることがありうる（同 paras.133-144）。

以上の質的特性は、財務情報に内在する特性であるが、「理解可能性」は、情報自体の特性と利用者固有の特性に関係している。ここで想定される利用者は、事業および経済活動を合理的に理解し、合理的な努力により情報を調査する意思のある者である。財務情報が「目的適合性」と「信頼性」を備えていて

¹⁰ 情報に「目的適合性」があっても金額的な「重要性」がないことも考えられる。また、「重要性」を判断する閾値は一定でなく、測定値に許容されるバイアスの大きさも開示対象項目の性質に応じて異なる。このようにして、「重要性」は、「目的適合性」と「信頼性」に関連する広範な制約とされた（SFAC 第 2 号 paras.123-132）。

¹¹ 情報作成者が負担するコストには、財務情報の収集、加工、検証および配布等に係るものがあり、利用者は、情報の分析・解釈、情報の追加的な収集についてコストを負担するが、これらのコストは、最終的には利用者が株式リターンの低下という形で負担する。他方、情報開示から得られる便益には、資本市場の効率性の改善、資本コストの低下があり、これらの便益は広く拡散する。これらコストと便益は、企業規模、資金調達方法の相違（公開か非公開か）、利用者ニーズ等によって相違することからも、コストと便益を客観的に測定することは容易でない（IASB [2010] paras.QC36-39）。

も、彼ら利用者がそれを理解できなければ、その情報は有用性を持たない（同 paras.39-40）。

ハ. IASC フレームワーク（1989）

国際会計基準委員会（International Accounting Standards Committee: IASC）は、FASB に遅れ、1989 年に概念フレームワークを公表した（以下、IASC フレームワーク）。これは、SFAC 第 2 号の影響を受けたものであり、実際、SFAC 第 2 号の起草者である David Solomons が IASC フレームワークの起草に当たりコンサルタントを務めている。本フレームワークの目的は、将来的な基準開発について IASC を支援することや財務諸表作成者の支援を含むものである。特定の取引事象について適用される基準や解釈指針が存在しない場合、財務諸表を作成する経営者に概念フレームワークの考慮が義務付けられている点は、FASB と異なっている（IASC [1989] paras.1-3; IAS 第 8 号 paras.10-11）。

財務諸表の目的は、広範な利用者の意思決定に有用な、企業の財政状態、業績および財政状態の変動に関する情報を提供することである（同 [1989] para.12）。利用者の意思決定には、経営者の受託責任または会計責任を評価することも含まれている（同 [1989] para.14）。そのうえで IASC フレームワークは、主要な質的特性に「理解可能性」、「目的適合性」、「信頼性」、「比較可能性」を挙げ、「適時性」は「目的適合性」と「信頼性」に制約を課す特性とされた。

まず、財務情報は、事業、経済活動および会計に関する合理的な知識を持ち、情報分析に努める勤勉な利用者にとって、「理解可能性」を持つ必要がある（同 [1989] para.25）。そして、これら利用者にとって有用な情報は「目的適合性」を備えている必要がある。SFAC 第 2 号と同様、「目的適合性」には「予測価値」と「確認価値」が含まれているが、「適時性」の代わりに「重要性」が含まれている。「重要性」は、質的特性というより、情報開示に係る閾値を提供し、スクリーニング機能を果たすという理解は SFAC 第 2 号に倣ったものである。ただし、IASC フレームワークは、「重要性」を「目的適合性」の一側面として扱った（同 [1989] paras.26-30）。

「信頼性」の定義、および「信頼性」に「表現の忠実性」と「中立性」が含まれることは SFAC 第 2 号と同様であるが、「検証可能性」については一切の言

及がない¹²。その代わりに、必要な情報は脱漏なくすべて含まれるべきという「完全性」が置かれた。また、「表現の忠実性」の要素として「実質優先（形式より実質）」が明記されている点は、SFAC 第 2 号と異なっている。さらに、「中立性」の達成にとって不確実性下における用心深さが必要とされ、これが「慎重性」として導入された（同 [1989] paras.31-38）。経営者の規律づけが資本市場（market for corporate control）を通じてなされる米国と異なり、欧州のコーポレート・ガバナンスは議決権行使や法的権限行使といった直接的な統制に大きく依存している。そのため、財務諸表利用者は、経営者の受託責任の履行状況を監視するうえで有用な情報に関心があり、そのことが「慎重性」の導入にかかわっているという見方がある（Whittington [2008b] pp.499-500）。

「比較可能性」、および「比較可能性」を達成する手段としての「一貫性」の定義は SFAC 第 2 号と同様である（IASC [1989] paras.39-42）。国際会計基準（International Accounting Standards: IAS）は、草創期において各国からの支持を得るために、各国で認められている代替的会計処理を多く取り込んでおり、そのことが企業間の「比較可能性」を損なっていた。「比較可能性」を主要な質的特性に据え、会計処理の選択肢を削除することは、当時（特に 1987 年～1993 年）の重要な課題であったようである（山田 [2020] 30 頁）。

「適時性」は、SFAC 第 2 号のように「目的適合性」の要素とされず、「目的適合性」と「信頼性」に関連する制約的な特性とされた。例えば、情報の適時な報告が、取引事象の詳細が判明する前になされるとすれば、情報の「信頼性」は毀損されるかもしれない。逆に、詳細が判明するまで報告を遅らせれば、情報は高い「信頼性」を持つかもしれないが、「目的適合性」は失われる（IASC [1989] para.43）。また、「コスト制約」は、SFAC 第 2 号に倣い一般的な制約条件とされている（同 [1989] para.44）。

以上の質的特性は、財務諸表の目的を果たすためにトレードオフされることがあるが、その判断は職業専門家の判断に任せられる（同 [1989] para.45）。そして、上記の質的特性と適切な会計基準が適用された財務諸表は、「真実かつ公正な概観」を有すると解される（同 [1989] para.46）。

¹² この点、財務諸表構成要素の認識について資源流入（流出）の蓋然性と測定の信頼性を求める規定（IASC [1989] para.83）が「検証可能性」の役割を果たしていたと考えられる（本稿 3 節（4）イも参照されたい）。

二. 共同フレームワーク (2010)

FASB と IASB は、一貫性ある会計基準の基礎となる概念の明確化、共通の概念に基づく会計基準のコンバージェンスを目的として、概念フレームワークの共同プロジェクトを開始した。フレームワークが開発された当時から 20 年以上が経過し、その期間に変化した市場やビジネス慣行、経済環境の変化を反映するために既存概念の更新を行うものであり (IASB [2006] paras.P4-P6)、その成果は 2010 年に公表された¹³。

一般目的財務報告の目的は、現在および潜在的な投資家、融資者および他の債権者が、企業への資源の提供に関する意思決定に有用な情報を提供することにあるとされ、主要な情報利用者がこれまでよりも限定された (IASB [2010] para.OB2)。そして、それら主要な情報利用者は、企業への正味キャッシュ・インフローの見通しを評価するのに役立つ情報を必要としており、それは経営者責任の履行に関する情報を含む (同 [2010] para.OB4)。ただし、「受託責任」という用語は削除され、投資意思決定に資する情報提供の色合いが濃くなっている。

財務情報の質的特性は、基本的な質的特性と補強的な質的特性に分けられている。この点は SFAC 第 2 号の影響を受けており、前者には、「目的適合性」と「表現の忠実性」が置かれ、後者には「比較可能性」、「検証可能性」、「適時性」、「理解可能性」が置かれた (同 [2010] para.QC4)。そして、財務報告一般に係る制約として「コスト制約」がある。

(イ) 基本的な質的特性

「目的適合性」のある財務情報は、「予測価値」、「確認価値¹⁴」またはそれらの両方を有し、利用者が行う意思決定に相違を生じさせることが「できる」ものである。この点、利用者の意思決定に違いを「もたらす」場合のみ「目的適合性」があるとした SFAC 第 2 号や IASC フレームワークとは異なっている。そして、SFAC 第 2 号と同様に、「目的適合性」に含められる予定であった「適時性」は (FASB [2005] para.1)、補強的な質的特性とされた。その代わり、より

¹³ ここでの記述は、IASB のフレームワークに基づいている。FASB は、共同フレームワークを SFAC 第 8 号第 3 章として公表している。

¹⁴ SFAC 第 2 号の「フィードバック価値」と IASC フレームワークの「確認価値」は同義であることが確認されている (IASB [2010] para.BC3.15)。

広範な質的特性に関連する項目として扱うことが推奨された「重要性」が、結局、それを欠けば利用者の意思決定に影響を与えないという理由で「目的適合性」の一側面とされた（IASB [2010] para.BC3.18）。

共同フレームワークにおける最も大きな変更は、これまで基本的な特性とされた「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換えたことであろう。置き換えの理由は、人々の「信頼性」に対する理解が多様であり、「信頼性」を今一度説明するよりも、意図されていた意味をもっと明確に伝える別の用語を探す方がよいと考えられたためである。そして探索の結果、「表現の忠実性」が選ばれたのである（同 [2010] para.BC3.24）。このようにして基本的な特性に押し上げられた「表現の忠実性」は、「完全性」、「中立性」、「無謬性」により構成される。IASC フレームワークにおいて「中立性」を支えるとされた「慎重性」は、「中立性」に矛盾するものとして削除された（同 [2010] para.BC3.27-3.29）。「無謬性」は、すべての点で正確であることを意味せず、現象の記述に誤謬や脱漏がなく、情報作成に適用されたプロセスが誤謬なしに選択されたことを意味する（同 [2010] para.QC15）。

争点の 1 つは、SFAC 第 2 号の「信頼性」に含まれていた「検証可能性」を「表現の忠実性」に含めなかったことである。SFAC 第 2 号と異なり、IASC フレームワークは「検証可能性」に言及していなかったが、多くの人々が「信頼性」と「検証可能性」を同視していたことからすれば（同 [2010] para.BC3.23, 3.25）、従来の「信頼性」と「表現の忠実性」が実質的に等しいという見方には疑問が呈された（IASB [2008] para.52）。

「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換えたこと、「検証可能性」を「表現の忠実性」に含めなかったこと、「中立性」の要素から「慎重性」を削除したこと、さらには財務報告の目的から「受託責任」の用語を削除したこと、これらはいずれも公正価値会計を促進するためであったという見方が強い。O'Brien [2009] は、概念フレームワークのコンバージェンスは、既存のフレームワークの相違点をめぐる交渉というより、基準設定の方向性を支持しない概念を削除するための合理的な書き換えであると評価した（p.264）。

（ロ）補強的な質的特性

補強的な質的特性は、同等レベルの「目的適合性」と「表現の忠実性」を備える 2 つの情報のうち、いずれの情報を選択するか決定に役立つ。

「比較可能性」の定義は、これまでの公表物と同様であり、「一貫性」は「比較可能性」を達成する手段として包含されている。「比較可能性」は、同様のものを同様に、異なるものを異なるように報告することで確保されるが、そうだとすれば、経済現象を忠実に表現した財務情報は、おのずと「比較可能性」を備えているともいえる。この特性が補強的な質的特性とされたのは、比較可能な情報であっても、「目的適合性」と「表現の忠実性」を備えていない情報は利用者の誤解を招き、有用なものとならないためである（IASB [2010] paras.QC20-25, para.BC3.33）¹⁵。

あらためて、SFAC第2号において「信頼性」を支える特性であった「検証可能性」は、補強的な質的特性に降格している。「検証可能性」は、「表現の忠実性」を利用者に確信させる機能を有しているとしても、「表現の忠実性」の要素にこれを含めれば、「目的適合性」を有しているものの、検証が困難な見積りに関する情報を除外することとなり、有用性が低下すると考えられたためである（同 [2010] para.BC3.36）。

「適時性」が「目的適合性」の一側面とされずに補強的な質的特性とされた理由は、情報がたとえ望ましいといえるほど適時に報告されていなくても、「目的適合性」（特に「確認価値」）や「表現の忠実性」を備えていることがあるためである（同 [2010] para.BC3.39）。

また、「理解可能性」が補強的な質的特性とされたのは、IASC フレームワークのようにこれを基本的な特性とすれば、情報が「目的適合性」と「表現の忠実性」を備えていても、複雑な事項に関連し理解が困難であることを理由に報告を避けるのが適切という判断に至りかねないためである。そのような情報は、できるだけ明瞭に表示・説明されるべきである（同 [2010] para.BC3.42）。

そして、これまでのフレームワークと同様、財務報告に係る一般的な制約として「コスト制約」が置かれている¹⁶。

¹⁵ 例えば、新しい財務報告基準の適用は、「比較可能性」の一時的な低下をもたらすとしても、長期的にみて「目的適合性」または「表現の忠実性」が向上することがある（IASB [2010] para.QC34）。

¹⁶ 議論されたものの採用されなかった特性には、「透明性」、「高品質」、「内的整合性」、「真実かつ公正な概観または適正な表示」、「信認性」がある（IASB [2010] paras.BC3.44）。

(ハ) 質的特性の適用プロセス

情報が有用であるためには、「目的適合性」と「表現の忠実性」をともに備えていなければならないが、共同フレームワークの特徴は、基本的な質的特性を適用するための最も効率的かつ効果的なプロセスを示した点にもある¹⁷。まず、①財務情報利用者にとって有用となる可能性のある経済現象を識別したあとで、②その現象に関する情報のうちで最も「目的適合性」の高い種類の情報を識別し、③その情報が利用可能で忠実に表現できるかを判断する。③を充足しない場合には、次に「目的適合性」の高い種類の情報を識別し、その情報の利用可能性と「表現の忠実性」を判断するプロセスを繰り返す（IASB [2010] paras.QC17-18）。また、補強的な質的特性の適用プロセスに定石はなく、ある補強的な質的特性を、別の質的特性を最大化するために減少させなければならないこともある。ただし、補強的な質的特性を最大化したとしても、「目的適合性」と「表現の忠実性」が備わっていない情報は有用なものとならない（同 [2010] paras.QC33-34）。

形式上、「目的適合性」と「表現の忠実性」はともに基本的な特性とされているが、示された適用プロセスによれば、最も重要な質的特性は「目的適合性」であるようにみえる。「検証可能性」を補強的な特性に降格させたことで、基本的な特性間のトレードオフはもはや存在しなくなる。「表現の忠実性」は抽象度の高い特性であるため、「目的適合性」を有すると判断された情報は、厳しいスクリーニングを経ずに認識される可能性がある。具体的には、「目的適合性」はあっても「検証可能性」の低い公正価値会計の拡大が予想された（FASB [2007] para.19; Whittington [2008a] p.146）。

ホ. 改訂 IASB フレームワーク（2018）

IASB は、共同フレームワークに以下のような変更を加え、独自の概念フレームワークを公表した（以下、改訂 IASB フレームワーク）。FASB はこれに追随しなかったことから、両基準設定主体の質的特性には差異が生じているが、

¹⁷ これまでは、質的特性間でどれだけトレードオフをするかという「交渉（bargaining）」の観点、ならびにどの質的特性が他の質的特性より上位にあるかという「階層性（hierarchy）」の観点から質的特性間の対立解消を試みてきた。しかし、最も生産的で意思決定に有用な財務報告をもたらすのは、「プロセス」によるアプローチと考えられた（IASB [2005b] paras.4-5）。

IASBは両者の不一致がもたらすコストよりも、変更の便益が大きいと考えている（IASB [2018] para.BC2.4）。

まず、「表現の忠実性」は、経済現象の法的形式ではなく、実質を捉えることにより達成されるという記述が導入された（同 [2018] para.2.12）。共同フレームワークにおいて、「表現の忠実性」を達成するに当たり、経済現象の実質を描写することは当然とみられていた。しかし、「形式に対する実質の優先」を削除したことは、IASBがもはや実質の描写に重きを置かないとの誤解を招き、その誤解を避けるために、「形式に対する実質の優先」を再導入したものである（同 [2018] para.BC33）。

また、共同フレームワークでは、「中立性」に矛盾するとして質的特性に含められなかった「慎重性」が、IASB フレームワークと同様、「中立性」を支える特性に位置づけられた。「慎重性」とは、不確実性のある状況で判断を行う際に警戒心を働かせることであり、資産および収益の過大（過少）表示や負債および費用の過小（過大）表示を意味しない。「慎重性」の行使は、資産または収益の認識が、負債または費用の認識より説得力の高い証拠に基づきなされるという保守主義と異なることが強調されている¹⁸。「慎重性」は、経営者の楽観バイアスを相殺するものとして「中立性」と調和が可能であり、不確実性ある状況で注意を払うことを財務諸表作成者に喚起する目的で再導入されたのである（IASB [2014] para.27）。

また、改訂 IASB フレームワークは、「表現の忠実性」の一側面として「測定の不確実性」に言及し、そのうえで「目的適合性」と「表現の忠実性」の間にトレードオフが存在することを記述した。「測定の不確実性」と「検証可能性」には強い重複があり（Pelger [2020] p.40）、そのことを踏まえれば、上記の変更は、「表現の忠実性」の要素である「検証可能性」と「目的適合性」のトレードオフを意味する。ある経済現象に関して最も「目的適合性」のある情報が、非常に不確実な見積りであるならば、「検証可能性」の低下を通し「表現の忠実性」は保証されなくなる（IASB [2018] para.2.22, para.BC2.48）。市場性に乏しい資産・負債の公正価値評価は、以前より困難となるように見える。

¹⁸ ただし、減損会計のように、資産・収益と負債・費用に係る非対称な認識が、「目的適合性」と「表現の忠実性」に寄与するのであれば、特定の基準が非対称な要求事項を含む可能性を認めている（IASB [2018] para.2.17）。

なお、改訂 IASB フレームワークでは、共同フレームワークで削除された「受託責任」という用語が復活している。経営者による受託責任の履行状況を評価するうえで、情報の「検証可能性」は不可欠なものである（Ijiri [1983] p.77）。「慎重性」の再導入、「目的適合性」と「検証可能性」の間のトレードオフは、「受託責任」の復活とも連動しており、いずれも FASB と IASB がコンバージェンスを目的に行った 2010 年時点の決定を覆すものである。

（2）日本の質的特性

ASBJ が討議資料・概念フレームワークを公表した背景には、当時、FASB と IASB のコンバージェンス・プロジェクトが進んでいたことや EU との「同等性評価」を控えていたことがある。その内容は、SFAC 第 2 号に近く、これは日本の開示制度が、米国基準をモデルとして伝統的な法体系との調和を図ってきた歴史を反映するものとされる（斎藤 [2007] 5 頁）。

ASBJ は、財務報告の目的は情報提供にあり、利害調整は基準設定時に考慮すべき重要事項であるものの、副次利用にとどまるとした。この点は、受託責任の履行を財務報告の目的の一部と捉え、目的の制約要因としない FASB や IASB と異なっている（川村 [2007] 66 頁）。また、意思決定有用性を支える質的特性は、基準設定に制約を課すものであり、個々の企業の会計方針に制約を課すものではない（大日方 [2007] 70～71 頁）。

そのうえで、基本となる特性は、「意思決定との関連性」および「信頼性」であり、「意思決定との関連性」は、「情報価値の存在」と「情報ニーズの充足」から成る。情報価値とは、投資家の行動や予測が情報の入手により改善されることであるが、学術的に実証可能であり、FASB の「目的適合性」を精緻化したものという見方がある。しかし、情報価値は、財務情報が提供された後に確認できるものであり、過去の経験から事前に「情報価値の存在」を推定し、会計基準設定の指針とすることが困難な場合がある。「情報開示のニーズ」は、そのような場合に、投資家の情報ニーズに基づき「情報価値の存在」を暫定的に仮定し、基準設定ができるようにする工夫である（大日方 [2007] 74 頁）。

「信頼性」は、「表現の忠実性」、「検証可能性」、「中立性」から構成される。「意思決定との関連性」と「信頼性」の間に絶対的な優劣はなく、トレードオフ関係が生じることが記述されている（同 [2007] 77 頁）。

一般的な特性として置かれる「比較可能性」と「内的整合性」は、既存の会計基準や新たに公表された会計基準に基づく財務情報が「意思決定との関連性」

や「信頼性」を備えているかを判断する際、絶えず考慮される。「内的整合性」は日本固有の質的特性であり、新たな基準設定に際し、現実を受け入れられている既存の会計基準は有用性を備えているという推論のもと、既存基準を支える基礎概念¹⁹との整合性が重視される（豊田〔2007〕45頁）²⁰。

FASB や IASB が掲げる「理解可能性」、「重要性」、「コスト制約」は自明であり、しかし、基準設定の指針として果たしうる機能が明らかでないことから、混乱を招かないよう記述されていない。また、企業会計原則における一般原則と質的特性には共通する部分もあるが²¹、両者がどのような関係にあるのかは明らかでない。

（3）小括：「信頼性」の変遷

本節では、質的特性の時系列的な変化、基準設定主体間の差異を整理してきた（表 2）。本稿の題材であり、争点の 1 つは、「信頼性」に関連する質的特性の相対的重要性である。SFAC 第 2 号は、それ以前の公表物を踏まえ、「検証可能性」と「表現の忠実性」を主要要素とする「信頼性」を基本的な質的特性に据えた。IASB フレームワークは、SFAC 第 2 号の影響を受けながらも、「信頼性」の要素に「検証可能性」を含めていなかった。「信頼性」の内容が相違する FASB と IASB であったが、コンバージェンス作業の成果である共同フレームワークにおいて、「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換え、「検証可能性」を補強的な特性に位置づけた。これにより、SFAC 第 2 号の「信頼性」を取り込んだ

¹⁹ ここでいう基礎概念は、概念フレームワークだけを指すものではなく、そこに書かれていない基本的な考え方（名目資本維持、費用配分の原則、対応原則等）を含むものである。書かれていない基礎概念の存在を明示的に認め、それとの整合性を要求した点に日本の固有性があるという（大日方〔2007〕79頁）。

²⁰ 実際、そのように基準の新設・改訂が幅広く行われているという事実認識のもと、「内的整合性」は当初、「意思決定との関連性」、「信頼性」に並ぶ基本的な特性に位置づけられていた。しかし、「内的整合性」について、会計基準が持つべき特性であっても財務情報が持つべき特性ではないといった批判、その存在が新基準の設定を拒否する口実として利用されかねないといった批判があり、概念フレームワークの社会的信認を得るため、基本的な特性から一般的制約へと位置づけを変えたのである（大日方〔2007〕71～73頁）。なお、「内的整合性」は、コード・ローの国が安定した秩序を実現するうえで重要性を持つとされ、それゆえに国外では採用に至らなかった（IASB〔2005a〕paras.64-72）。加えて、共同フレームワークの作成過程において、「内的整合性」は「一貫性」と同視されていたようにみえる（IASB〔2005a〕para.72）。

²¹ 例えば、継続性の原則と「一貫性」、保守主義の原則と「慎重性」には重複がある。

ASBJ との間には差異が生じたのである。その後、IASB は独自にフレームワークを改訂し、「検証可能性」が「表現の忠実性」に影響を及ぼし、「目的適合性」とトレードオフ関係にあることを記述した。

概念フレームワークにおいて、「信頼性」の意味内容、および「信頼性」に関連する質的特性の相対的重要性は形式上変化している。あらためて、本稿の主題は、共同フレームワークにおいて、「信頼性」が「表現の忠実性」に置き換えられた理由の探求にある。FASB や IASB の説明では、「表現の忠実性」が、「信頼性」の意図をよりよく伝えるためとされるが、「信頼性」と「検証可能性」を同視する者も少なくない。「表現の忠実性」への置き換えにより、公正価値評価を推進する意図があったという見方もある。主題に答えるべく、次節では、「信頼性」とその要素に焦点を当て、それらが個別基準の開発に際し、どのように解釈・運用されてきたかを具体的に分析する。

表 2：質的特性の比較

SFAC No.2 (1980)	IASC (1989)	ASBJ (2006)	共同 (2010)	IASB (2018)
基本的特性 ・目的適合性 ≧予測価値, 確認価値, 適時性 ・信頼性 ≧表現の忠実性, 検証可能性, 中立性 2 次的な特性 ・比較可能性 ≧一貫性 利用者固有の特性 ・理解可能性 情報提供に係る一般的制約 ・重要性 ・コスト制約	基本的特性 ・目的適合性 ≧予測価値, 確認価値, 重要性 ・信頼性 ≧表現の忠実性（実質優先）, 中立性（慎重性）, 完全性 ・比較可能性 ≧一貫性 ・理解可能性 その他の特性 ・適時性 情報提供に係る一般的制約 ・コスト制約	基本的特性 ・意思決定との関連性 ≧情報価値の存在, 情報ニーズの充足 ・信頼性 ≧表現の忠実性, 検証可能性, 中立性 一般的制約となる特性 ・比較可能性 ・内的整合性	基本的特性 ・目的適合性 ≧予測価値, 確認価値, 重要性 ・表現の忠実性 ≧中立性, 完全性, 無謬性 補強的特性 ・比較可能性 ≧一貫性 ・検証可能性 ・適時性 ・理解可能性 情報提供に係る一般的制約 ・コスト制約	基本的特性 ・目的適合性 ≧予測価値, 確認価値, 重要性 ・表現の忠実性（実質優先, 測定の不確実性） ≧中立性（慎重性）, 完全性, 無謬性 補強的特性 ・比較可能性 ≧一貫性 ・検証可能性 ・適時性 ・理解可能性 情報提供に係る一般的制約 ・コスト制約

3. 「信頼性」と個別基準の関係性

(1) 質的特性に係る学術研究

イ. 運用の困難性

Joyce, Libby, and Sunder [1982] は、会計原則審議会（Accounting Principles Board: APB）と FASB の元メンバー26 人を対象とした実験により、質的特性の運用可能性を実証した。その結果、経験豊富な政策立案者の間でも、質的特性の意味、相対的重要性について意見の相違がみられ、SFAC 第2号の定義通りに運用された質的特性は、「検証可能性」と「コスト制約」のみであった。これは、抽象性のレベルが異なる質的特性のうちで、「検証可能性」はかなり特定された概念であるという FASB ([1976] para.322) の記述に整合する。測定者間のコンセンサスたる「検証可能性」が、測定者間の測定値の分散を小さくすることで達成されるのとは対照的に、「中立性」は中立的な状態（真理）を知りえない以上、達成不能である（Bauer, O'Brien, and Saeed [2014] p.212）。「表現の忠実性」も、やはり経済現象の真理を特定できないとすれば、どのような会計処理についても「表現の忠実性」を否定できず、この特性は財務諸表に含めるべき情報を決定するフィルタとして機能しない（AAA [2010] p.473; IASB [2018] para.BC2.28）。「表現の忠実性」には、定性的な判断の余地が大きく残されている（大日方 [2011] 90 頁）。

概念フレームワークは、認識の仕方や測定基礎の選択について具体的な指針を提供していないという批判（Penman [2016] p.5）がある中、基準設定主体は近年、質的特性と会計処理の関係について説明を試みている。しかし、米山 [2013] は、IASB が 2013 年に公表した討議資料（IASB [2013]）を対象に、「目的適合性」の解釈には断片的で不確かな解釈しか与えられていないこと、認識・測定方法の選択と「目的適合性」の間には明確な理由がないことを指摘している。

ロ. 事後的評価の困難性

質的特性を会計基準設定に利用するのであれば、本来、財務情報が特定の質的特性を有しているかを定量的に評価する必要がある。かねてより研究者は、財務情報と質的特性の関係性を事後的に検証してきた。代表的なアプローチは、株価や株式リターンを利益や株主資本等の財務情報に回帰し、両者の相関をみる「価値関連性研究（value relevance study）」であり、財務情報に対する投資家

の反応から質的特性の達成具合を類推するものである。しかし、価値関連性研究により財務情報の有用性そのものを検証できたとしても、いずれの質的特性が投資家の意思決定に影響したのかまではわからない。Barth, Beaver, and Landsman ([2001] p.81) に指摘されるように、価値関連性研究は「目的適合性」と「信頼性」をはじめとした質的特性の合同テストである。それでも、質的特性を独立にテストするための努力がなされており、例えば、株価を無形資産の公正価値により回帰したときの係数 (the coefficient) が 1 と有意に異なることをもって「信頼性」を測る Dahmash, Durand and Watson [2009]、利益を株式リターンに回帰し、プラスの株式リターンよりマイナスの株式リターンと利益の相関が大きいことをもって会計の保守性を測る Basu [1997]、利益を株式リターンに回帰した係数が、異なる企業間で近似していることをもって「比較可能性」が高いとする De Franco, Kothari, and Verdi [2011] がある。また、Ball and Brown [1968] のような、利益に対する株式リターンの感応度を分析する研究は、財務情報の「適時性」を測るものという見方ができる。その他、Jones and Smith [2014] は、「可読性」と「理解可能性」を区別したうえで、「理解可能性」を測る尺度を比較している。

また 1 つの問題として、投資家をはじめとした利害関係者は、基準設定主体の意図と異なる形で質的特性を解釈している可能性がある。基準設定主体は、「目的適合性」を基本的な質的特性としてきたが、さまざまな質的特性のトレードオフに直面した財務諸表利用者と監査人は、「信頼性」を強く選好した (Smith [1996])²²。また、Kadous, Koonce, and Thayer [2012] は、財務諸表利用者が財務情報の「目的適合性」を判断する際、より利用しやすい「信頼性」に置き換えていることを実験により示した。具体的に、利用者は、「公正価値はどの程度目的適合的であるのか」という質問を、「公正価値測定はどの程度信頼できるのか」という簡単な質問に代替する可能性が高いという²³。測定者の資産評価に係る中立性 (unbiased) と正確性 (accuracy) の程度により「信頼性」の高低を操作していることの妥当性には注意が必要だが、利用者は、「信頼性」の低い公正価値の「目的適合性」は低いとみていることになる。

²² なお、財務諸表利用者よりも監査人の方が質的特性に対する関心は高いという調査結果がある (Mala and Chand [2015])。

²³ 反対に、「信頼性」を評価するよう求められた利用者は、それを「目的適合性」に代替することなく、質問に沿って「信頼性」を評価した (Kadous, Koonce, and Thayer [2012])。

アーカイバルデータを用いた事後検証が質的特性を適切に捉えている保証はない。加えて、基準設定主体と財務諸表利用者の間で質的特性に対する解釈に齟齬があるとすれば、実証結果の理論的解釈も容易でなく、直ちに基準開発の根拠にはできない。会計基準の新設に際して事後検証は不可能なこともあり²⁴、基準設定主体は、質的特性と会計処理の関係性をあらかじめ考察しなければならない。質的特性の定量化に前向きとはいえない基準設定主体は（IASB [2005b] para.QC2）、質的特性をどのように解釈し運用しているのだろうか。

（2）「信頼性」の相対的重要性

まずは、基準開発と各質的特性の関係性を客観的に示すことにする。基準設定主体が、基準開発を行う際、いかなる質的特性の改善を意図しており、相対的にみて「信頼性」がどの程度重視されているかを明らかにする。この目的を果たすうえで、FASB の財務会計基準書（Statement of Financial Accounting Standards: SFAS）のうち、2001 年から、SFAS が会計基準コード化体系（Accounting Standard Codification: ASC）に置き換わる 2009 年までに開発・公表されたもの、すなわち SFAS 第 141 号から SFAS 第 168 号までを分析対象とした。理想的には、すべての SFAS と IAS および国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards: IFRS）を分析対象にすべきであるが、基準の新設・変更とあらゆる質的特性の関係を網羅的・客観的に示すのは容易でない。その点、選定した期間中に公表された SFAS 第 141 号から SFAS 第 168 号の「SUMMARY」部分には、「Reasons for Issuing This Statement」、「How the Changes in This Statement Improve Financial Reporting」、「How the Conclusions in This Statement Relate to the Conceptual Framework」といった見出しが並び、基準変更が質的特性に及ぼす影響が簡潔にまとめられている。この特徴は、「信頼性」の相対的重要性を明らかにするために有益であり、選定外の SFAS、そして IAS および IFRS にはみられない。なお、本節（3）では、「信頼性」を構成する質的特性に注目して運用実態を明らかにするが、そこでの分析対象は、すべての SFAS、IAS および IFRS に拡張される。

²⁴ 財務情報がもたらす経済的帰結を、実験的手法により事前検証することはできる。そのような研究としては、例えば、資産・負債の定義を操作することによって、資産・負債の存在の閾値に係る判断が変化することを検証した Cade, Koonce, and Mendoza [2019] がある。

あらためて、「信頼性」の相対的重要性を明らかにするために分析対象とした SFAS 第 141 号から SFAS 第 168 号のうち、質的特性に言及のない基準を除く 26 の SFAS に関し、新設・変更された会計処理が 41 挙げられており、質的特性への影響は 86 件記述されていた。最も多く言及された質的特性は、比較可能性（19 件）であり、そのほかは、目的適合性（16 件：うち予測価値 4 件、確認価値 0 件）、表現の忠実性（15 件）、完全性（13 件）、一貫性（8 件）、透明性（5 件）、適時性（3 件）、中立性（3 件）、理解可能性（3 件）、検証可能性（1 件）となっている（表 3）。

各質的特性への言及件数をもって相対的重要性を測るとすれば、上記の結果は、SFAC 第 2 号と整合しない部分がある。まず、最も多く言及された「比較可能性」は、SFAC 第 2 号における 2 次的な特性であった。そして、基本的特性である「信頼性」の要素は重視されているが、内訳としては「表現の忠実性」への言及が最も多く、同じく主たる要素とされた「検証可能性」は 1 件のみと「中立性」よりも少ない。ここでの調査期間から得られた分析結果に基づけば、「信頼性」がもともと「表現の忠実性」を意味していたという FASB の主張は誤りといえない。

なお、Nobes and Stadler [2015] は、2006 年から 2011 年の期間に会計方針を変更した IFRS 採用企業を対象に、その変更理由として経営者が言及した質的特性を集計した。147 の会計方針変更について、質的特性への言及は 128 件あり、経営者が頻繁に言及している順に、比較可能性（45 件）²⁵、目的適合性（25 件）、表現の忠実性（24 件）、透明性（18 件）、理解可能性（11 件）、信頼性（3 件）、検証可能性（1 件）、慎重性・保守性（1 件）であった。この結果をもって Nobes and Stadler [2015] は、「比較可能性」の基本的特性への格上げと「透明性」導入の可否を検討する意義があるとした。基準設定主体（FASB）による基準開発を対象とした本稿の分析が、財務諸表作成者を対象とした Nobes and Stadler [2015] の分析と同様の含意を持つことは興味深い。

²⁵ 経営者の重視する「比較可能性」は、同業他社との「比較可能性」、およびローカル GAAP との「比較可能性」であり、国際的な「比較可能性」ではないようである（Nobes and Stadler [2015] p.584）。

表 3：SFAS の開発と質的特性の関係

SFAS	新設・変更された会計処理	言及された質的特性
SFAS 第 141 号	・持分プーリング法の廃止とパーチェス法への一本化	・目的適合性（予測価値）、表現の忠実性、比較可能性、中立性
	・のれんとは別に無形資産を認識する要件の明確化	・完全性
SFAS 第 142 号	・のれんの非償却	・比較可能性、一貫性、目的適合性（予測価値）、表現の忠実性、理解可能性
SFAS 第 143 号	・資産除去債務の公正価値による負債認識	・目的適合性、比較可能性、一貫性
SFAS 第 144 号	・売却処分予定の長期性資産を単一のモデル（公正価値－処分コスト）で評価	・比較可能性、表現の忠実性
	・非継続事業の表示を拡大	・目的適合性
SFAS 第 145 号	・セール・リースバック取引に類似した経済効果を有する特定のリース変更について、セール・リースバック会計を要求	・比較可能性
SFAS 第 146 号	・撤退・処分活動のコストに係る負債を発生時に公正価値で認識	・比較可能性、表現の忠実性
SFAS 第 147 号	・金融機関の買収に業種別適用指針ではなく SFAS 第 141 号を適用	・比較可能性
SFAS 第 148 号	・株式ベースの従業員報酬が報告結果に与える影響に関する新たな開示を要求	・比較可能性、一貫性
	・半期財務諸表における開示要求	・適時性
SFAS 第 149 号	・同等の特徴を有するデリバティブ契約に同様の会計処理を要求	・一貫性
SFAS 第 150 号	・負債と資本の両方の特徴を持つ特定の金融商品を負債へ分類	・目的適合性（予測価値）、表現の忠実性、完全性、中立性、検証可能性
SFAS 第 132 号 (revised)	・年金およびその他の退職後給付の開示要件を標準化	・目的適合性（予測価値）、完全性
SFAS 第 151 号	・在庫費用の会計処理について、IASB との差異を解消	・比較可能性、一貫性
SFAS 第 153 号	・非貨幣性資産の交換取引について公正価値評価を要求	・比較可能性、表現の忠実性
SFAS 第 123 号 (revised)	・株式報酬費用の公正価値測定	・目的適合性、中立性、表現の忠実性、完全性、比較可能性、理解可能性

SFAS 第 154 号	・会計方針変更の累積影響額を当期損益に計上する処理から遡及修正へ	・一貫性、比較可能性
SFAS 第 155 号	・組込デリバティブを含む複合金融商品の公正価値による再測定を認める	・目的適合性
SFAS 第 156 号	・住宅ローンのサービシング資産およびサービシング負債を公正価値で当初測定	・目的適合性、比較可能性
SFAS 第 157 号	・市場参加者の観点に基づく単一の公正価値の定義	・比較可能性、一貫性
SFAS 第 158 号	・確定給付型退職後年金制度の積立超過または積立不足の状態を財政状態計算書で報告	・表現の忠実性、完全性、適時性、理解可能性
SFAS 第 159 号	・金融商品およびその他の特定項目を公正価値で測定する公正価値オプション	・目的適合性
SFAS 第 141 号 (revised)	・取得関連費用の取得原価への不算入	・目的適合性、表現の忠実性、完全性
	・取得日における偶発対価の公正価値測定	・表現の忠実性、完全性
	・段階取得における公正価値測定	・目的適合性、表現の忠実性、比較可能性
	・現在の義務に基づくリストラ引当金の認識	・目的適合性、表現の忠実性、完全性
	・取得した研究開発資産の公正価値測定	・表現の忠実性、完全性
	・取得日における偶発負債の公正価値測定	・完全性
	・非支配株主持分の公正価値測定	・完全性、比較可能性
	・負ののれんの利得計上	・表現の忠実性、完全性
	・繰延税金資産の事後的な変動額をのれんではなく損益または資本に計上	・表現の忠実性
SFAS 第 160 号	・非支配株主持分の資本の部への表示および、連結純利益を親会社と非支配株主持分の両方に帰属する金額を含む金額で報告	・比較可能性、透明性
	・旧子会社に対する留保された投資を公正価値測定	・目的適合性

	・親会社持分と非支配株主持分の明確な区別と開示の拡充	・目的適合性、完全性、透明性
SFAS 第 161 号	・企業のデリバティブおよびヘッジ活動に関する開示の充実	・透明性
SFAS 第 163 号	・保険料収入と保険金債務の認識・測定の明確化	・比較可能性
SFAS 第 166 号	・金融資産の一部の譲渡を売却として報告するための特定の条件を明確化	・比較可能性、一貫性
	・譲渡した金融資産への継続的な関与により譲渡者が晒されるリスクについて充実した開示	・透明性
SFAS 第 167 号	・変動持分事業体に対して支配的な持分を有する企業を決定するための識別基準の提示、および企業が変動持分事業体の主たる受益者かどうかの継続的な評価を要求	・目的適合性、適時性
	・変動持分事業体への企業の関与に関する追加的な開示	・透明性

(3)「信頼性」の運用実態

次に、調査期間を拡げ、「信頼性」の運用実態を詳細に分析する。特に、「表現の忠実性」はもともと「信頼性」の主たる特性であったのか、「表現の忠実性」と「検証可能性」は生来対立するものか、といった点に注目している。IAS および IFRS も分析対象に含め²⁶、調査期間は、SFAS および IAS の公表初年度から「信頼性」が「表現の忠実性」に置き換わった 2010 年までを中心としている。ただし、主たる分析対象は SFAS となっており、それは、質的特性に根差した基準開発の歴史が長いためである。IAS や IFRS に関し、質的特性への言及がみられるようになるのは、特に 2000 年以降のことである。

イ.「信頼性」イコール「表現の忠実性」？

SFAC 第 2 号の「信頼性」が、「検証可能性」、「表現の忠実性」、「中立性」により構成されていたことは既に述べた。そこで、開発された 171 の SFAS にお

²⁶ なお、本稿の主題と直接関係ないことから日本の個別基準は対象外としているが、そもそも日本の基準開発において質的特性に関する記述はほとんど見当たらない。

いて、これら3つの特性がどの程度考慮されていたかを調査した²⁷。3つの特性に言及のある基準をカウントしたところ²⁸、「検証可能性」は37、「表現の忠実性」は51、「中立性」は15となった²⁹。さらに、これらの基準中で各特性が言及された件数をカウントしている。言及の有無ならびに件数が各特性の重要性を表すとは限らないが、1990年まで（SFAS第106号まで）、1991年～2000年まで（SFAS第140号まで）、2001年以降（SFAS第168号まで）、という3つの期間に区切れば、表4のような結果が得られる。

表4：「信頼性」に係る特性の出現頻度とSFASの関係性

	「検証可能性」	「表現の忠実性」	「中立性」
～1990年 (全106基準)	14基準 (33回)	24基準 (76回)	5基準 (6回)
1991年～2000年 (全34基準)	12基準 (26回)	11基準 (27回)	4基準 (5回)
2001年～ (全31基準)	11基準 (15回)	16基準 (136回)	6基準 (13回)
合計 (全171基準)	37基準 (74回)	51基準 (239回)	15基準 (24回)

表4からわかるように、SFAC第2号が公表された1980年代から、「表現の忠実性」は多く登場している。「検証可能性」は、SFAC第2号が公表されるより前の1976年、SFAS第14号（Financial Reporting for Segments of a Business Enterprise）には既にみられたが、「検証可能性」を明記した基準は意外にも少

²⁷ SFASは第1号から第168号まで存在しており、改訂されたSFAS第123号（revised 2004）、132号（revised 2003）、141号（revised 2007）を含め171の基準を調査した。

²⁸ 「verif」、「faithful」、「neutral」をキーワードとして基準全体に検索をかけており、「SUMMARY」部分のみを対象とした本節（2）とは分析の手法と範囲が異なっていることに留意されたい。単に質的特性の定義を説明または引用したもの、個別基準との関係性がない一般的な記述は除外している。各質的特性の出現件数をカウントする以下の調査も同様である。

²⁹ 「検証可能性」を含む37基準は、SFAS第14, 19, 25, 33, 35, 39, 41, 57, 62, 69, 72, 80, 87, 93, 107, 109, 113, 114, 115, 116, 121, 124, 125, 131, 133, 140, 141, 142, 143, 144, 149, 150, 132 (revised), 156, 157, 141 (revised), 164号である。「表現の忠実性」を含む51基準は、SFAS第33, 39, 41, 52, 55, 57, 63, 68, 69, 72, 74, 77, 80, 84, 87, 88, 89, 90, 91, 93, 94, 96, 97, 106, 109, 113, 116, 117, 123, 124, 125, 131, 133, 136, 140, 141, 142, 143, 144, 146, 150, 123 (revised), 153, 156, 157, 158, 141 (Revised), 159, 160, 164, 166号である。「中立性」を含む15基準は、SFAS第33, 35, 72, 99, 104, 109, 116, 130, 133, 141, 142, 123 (revised), 158, 141 (revised), 164号である。

ない。基準中の出現件数をカウントすれば、特に 2001 年以降、「検証可能性」の減少と「表現の忠実性」の大幅な増加がみられる。

IASC フレームワークの「信頼性」は、「表現の忠実性」、「中立性」、「完全性」により構成され、そもそも「検証可能性」は含まれていなかった。IAS および IFRS の開発に際して「表現の忠実性」がどの程度考慮されていたか、言及のある基準を調査すると、2000 年当初は 34 ある基準のうちで IAS 第 32 号（Financial Instruments: Presentation）のみである。それが 2010 年になると、29 ある基準のうち 19 基準に「表現の忠実性」が登場する³⁰。

形式的な集計結果からすると、「信頼性」は元来「表現の忠実性」を意味していたという FASB および IASB の説明は、やはり誤りともいえない。ただし、それは「信頼性」の解釈が不変であることを意味しない。「検証可能性」を意識した基準開発の減少は、「表現の忠実性」と「検証可能性」の関係になんらかの変化が生じた可能性を示唆している。そこで、「表現の忠実性」が基準開発上どのように運用されていたのかを、「検証可能性」との関係に注目しながら分析してみよう。

ロ. 変容する表現対象

「表現の忠実性」に関し、取引事象のいかなる側面を忠実に表現するかは一意に決まらない。会計基準をみると、企業業績を忠実に表現する観点から、資産の費消パターンに合った減価償却方法（IAS 第 16 号）や外貨換算手法（SFAS 第 52 号; IAS 第 21 号）を議論するものがある。その一方で、企業の財政状態を忠実に表現する観点から、負債と資本の特徴を併せ持つ金融商品の区分に関し負債の定義を尊重すること（SFAS 第 150 号）や、企業結合において無形資産をのれんから分離して認識すること（SFAS 第 141 号）を求める基準も存在する。やはり、多様な観点に基づいて取引事象の忠実な表現を決定しているのが実態である。そのようなもと、「表現の忠実性」の解釈・運用について一定の傾向を見出すため、経済的実質が複数想定されるような取引事象に係る会計処理の改訂に着目する。「表現の忠実性」の解釈・運用に係る変化を観察するためには、改訂前と改訂後の会計処理の双方に「表現の忠実性」との関係性が記述さ

³⁰ IFRS 第 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9 号, IAS 第 1, 2, 8, 16, 17, 19, 21, 23, 27, 32, 36, 38 号である。なお、2024 年時点では、41 ある基準のうち IFRS 第 2, 3, 4, 6, 7, 8, 9, 10, 11, 13, 14, 15, 16, 17 号, IAS 第 1, 2, 8, 16, 19, 21, 23, 27, 32, 36, 37, 38, 39 号の 27 基準に言及がある。

れている必要がある。該当する事例が、以下の基準改訂であり、これらは FASB と IASB にとって、忠実な表現の対象が変化したことを示すものである。

SFAS 第 158 号 (Employers' Accounting for Defined Benefit Pension and Other Postretirement Plans) および IAS 第 19 号 (revised 2011) (Employee Benefits) において、退職給付会計に係る数理計算上の差異は、繰延処理と即時認識の選択適用が廃止され、即時認識が忠実な表現であるとされた。繰延処理の論拠には、たとえコリドー・アプローチを用いていても、即時認識による負債 (liability) と費用の変動は、債務 (obligation) の変動を忠実に表現しているのではなく、単に将来事象を正確に予想できないことを反映しているにすぎないとするものがあつた。年金負債のボラティリティは、債務の変化を忠実に表現しているとは限らないという見方である (SFAS 第 87 号 para.175; IAS 第 19 号 (revised 2000) para.BC40 (a))。それに対し、支持された即時認識の根拠は、繰り延べられる数理計算上の差異は、資産または負債の定義を満たさず企業の財政状態を忠実に表現しない (IAS 第 19 号 (revised 2000) para.BC41 (c); SFAS 第 158 号 para.B35)、また、財政状態を忠実に表現するならば、変動しやすい負債についてボラティリティを回避すべきでないというものである (IAS 第 19 号 (revised 2000) para.BC41 (g))。

保険会計に係る IFRS 第 4 号 (Insurance Contracts) には、表現すべき対象についての対比が明瞭な論点があつた。保険会社が、将来発生する可能性のあるクレームに対し異常災害引当金を負債として認識する実務について、災害が発生しない年には、このような引当金が保険者の長期的な費用と収益を対応させ、長期的な収益性を忠実に表現するという見解があつた (para.BC88 (c))。しかし、将来発生する可能性のあるクレームであっても、報告日に存在しない契約から義務は生じておらず、負債の認識は表現上忠実でないという見解 (para.BC89 (g)) を支持した IASB は、負債認識を禁じ、資本項目として処理することを認めたのである (para.BC93)。

企業結合で生じるのれんについては、かつての償却処理が棄却され、非償却処理と減損処理が求められている。取得日に認識されたのれんは、たとえ耐用年数と費消パターンが恣意的にしか決定できないとしても、時間の経過とともに費消し、内部生成されたのれんに置き換えられているのであるから、規則的償却こそ忠実な表現であるという見解がある (IFRS 第 3 号 paras.DO.8-16)。その一方で、非償却処理の論拠は、耐用年数が不明な無形資産を償却するのは表

現に忠実でないこと（SFAS 第 142 号 para.B56）、償却処理により生じる費用と内部でのれんを生成する費用の二重計上は表現に忠実でないこと（SFAS 第 142 号 para.B91; IFRS 第 3 号 para.BC140）などである。のれんの非償却と公正価値に基づく減損テストにより、のれんの企業価値への経済的影響をより忠実に反映できる（SFAS 第 142 号 para.B92, 99）という記述は、財政状態を忠実に表現しようとする基準設定主体の姿勢を示すものであろう³¹。

また、SFAS 第 141 号（revised 2007）（Business Combinations）や IFRS 第 3 号（revised 2008）（Business Combinations）は、企業結合で生じる非支配株主持分を公正価値評価し、被取得企業に存在するのれんをすべて認識する規定を設けた³²。これまで、購入対価に基づくのれんの認識・測定は、非支配株主が当事者とならない取得取引を忠実に表現するとみられていた（IFRS 第 3 号（revised 2008）para.DO.10）。打って変わって、被取得企業への投資原価を測定することに重点を置いていた以前の慣行を排除し、取得した資産や引き受けた負債を取得日の公正価値で評価することが忠実な表現になるとされたのである（SFAS 第 141 号（revised 2007）para.B114）。

以上の事例から、FASB と IASB の基準は、財政状態を忠実に表現し、定義を満たした資産と負債を認識するものへシフトしてきたといえる³³。また、のれんの非償却処理や非支配株主持分の公正価値評価を求める基準は、忠実な表現の対象が資産や負債の原価から価値へと転換し、当該価値を表現するうえで公正価値が最適な測定基礎であるかのような様相を呈するものであった。逆に、忠実な表現の対象が財政状態からそれ以外のものに、また価値から原価へと移行するような基準改訂はみられない。

³¹ のれんの非償却処理は、実のところ、持分プーリング法の廃止による期間利益悪化を嫌う産業界に対する妥協案とみられている（小形 [2017]）。

³² IFRS 第 3 号（revised 2008）は、非支配株主持分に帰属するのれんを認識しない処理との選択適用を認めている（paras.BC209-210）。

³³ 2010 年以降も、履行義務の充足および財またはサービスの移転を忠実に表現する収益認識基準（ASC Topic606; IFRS 第 15 号）や、契約から生じる権利と義務の忠実な表現を意図したリース会計基準（ASC Topic842; IFRS 第 16 号）等、財政状態の忠実な表現に重きを置いた基準が新設されている。

ハ．公正価値評価と「表現の忠実性」

FASB と IASB が「表現の忠実性」を論理的に検討し、その結果として財政状態の忠実な表現と公正価値評価に至ったという見方とは異なり、「表現の忠実性」は、公正価値評価という結論を先に決めたうえで、それをサポートするために担ぎ出された可能性が指摘されている（斎藤 [2011] 11 頁）。実際、Erb and Pelger [2015] や Ramanna [2021] には、「表現の忠実性」を基本的特性とすることに積極的であった FASB と IASB のメンバーが挙げられているが（p.135）、それらのメンバーは、Morley [2016] に挙げられた公正価値評価を強く選好するメンバーと重複している。

ただし、「表現の忠実性」が生来的に公正価値評価と対応していたわけではなく、FASB が初めて公正価値と「表現の忠実性」を関連づけたのは、ストック・オプションの公正価値測定を要求した SFAS 第 123 号（Share-Based Payment）であり、1995 年のことである（para.61）³⁴。1998 年公表の SFAS 第 133 号（Accounting for Derivative Instruments and Hedging Activities）では、すべての金融商品を公正価値評価するという目標が掲げられ、それが忠実な表現になるとされた（para.450）。そして、2000 年代に入り、公正価値と「表現の忠実性」を関連づける基準は増加する。企業結合において識別した無形資産をのれんから分離して公正価値評価すること（SFAS 第 141 号 para.163）、のれんの非償却と公正価値に基づく減損テスト（SFAS 第 142 号 para.B92）は忠実な表現になるとされた。その他、資産除去債務（SFAS 第 143 号 para.B47）、事業撤退活動に係る費用に対する負債（SFAS 第 146 号 para.B13）、企業結合に係る非支配株主持分、偶発負債、条件付対価（SFAS 第 141 号（revised 2007） para.B232, 346）等、公正価値評価の対象は金融商品にとどまらず、それらはすべて「表現の忠実性」を高めると説明された。IASB が公正価値と「表現の忠実性」を初めて関連づけたのも、2004 年公表の IFRS 第 2 号（Share-based Payment）におけるストック・オプションの公正価値評価であった（para.BC85）。のれんの非償却処理を定めた 2004 年公表の IFRS 第 3 号（Business Combinations）は、2008 年に SFAS 第

³⁴ それまでの会計原則審議会意見書（Accounting Principles Board Opinions: APBO）第 25 号（Accounting for Stock Issued to Employees）は、ストック・オプションを付与日の本源的価値により評価しており、付与日の株価を行使価格が上回っていれば、その評価額は 0 となる。企業が報酬コストの費用計上を回避するためにストック・オプションを利用することへの批判から、付与日の公正価値評価が規定されたのである（大塚 [2017]）。

141 号 (revised 2007) と同様の基準に改訂されているが、改訂された基準中では、公正価値が「表現の忠実性」に寄与するとの記述が多くみられる。そして、FASB と IASB の個別基準において、「表現の忠実性」と関連づけられる測定基礎は、公正価値以外に存在しないのである。

一部の学術研究や論者は、公正価値があらゆる質的特性に優れていると主張する (Herrmann, Saudagaran, and Thomas [2006]; Barth [2014] 等)。IASB は、利益の遅延認識や平準化に否定的であり、リスクやボラティリティをそのとおりに反映する公正価値が、より企業の実態を表すと考えていた (黒川 [2009] 20-21 頁)。しかし、流動性の低下した市場における公正価値評価は、かえって主観的な見積りを利用した利益操作をもたらし、それらの価値や企業活動の経済的実態を忠実に表現するともいえない (大日方 [2012b] 340 頁)。

そもそも、資産と負債の網羅的な認識が忠実な表現になるという解釈は、それら資産と負債の公正価値評価を当然に含意しないが、基準開発の動きをみると両者は関連しているようにみえる。定義に即した資産と負債の変動により利益を測定しようとする資産負債観 (asset and liability view) が、現在価値測定と適合するという議論は誤解であることが指摘されていたものの (FASB [1976] para.34,44,47)、個別基準をみれば、資産負債観と公正価値の間には「表現の忠実性」を介した結びつきがみてとれる。そして、この結びつきによって、「表現の忠実性」と「検証可能性」の対立は深刻化する。共同フレームワークが公表された 2010 年までの基準開発を分析すると、「表現の忠実性」が公正価値の推進に利用されたという仮説は棄却されない。

二. 変容の背景

個別基準の内容分析により、「表現の忠実性」が資産負債観と公正価値評価を支持するものへと変容していることが判明したが、このような変容が生じた理由について、当時の社会的背景や基準設定主体間の関係性を踏まえ考察してみたい。

資産負債観に基づく基準設定が促進された原因の 1 つには、エンロン等の会計不正を契機とした、サーベンス＝オクスリー法 (Sarbanes-Oxley Act of 2002: SOX 法) の設定がある。財務報告の改善を意図した SOX 法は、原則主義

(Principles-Based) の基準設定を志向しており、原則主義の会計基準においては、資産負債観の利用こそ取引事象の実態を忠実に表現するという見解が米国

証券取引委員会（U.S. Securities and Exchange Commission: SEC）より示された（SEC [2003]）³⁵。この SEC の見解に FASB も同調し（FASB [2004] p.7）、既に分析したように、同時期に開発された SFAS においては資産負債観と「表現の忠実性」の結びつきが実際に確認できる。

そして、当時は、FASB と IASB が共同フレームワークを含む会計基準のコンバージェンス作業を行っている最中であり、資産負債観を重視する SEC や FASB の姿勢は、コンバージェンス作業に影響したことが予想される³⁶。共同フレームワークの作成に関与した人物（FASB と IASB の理事、スタッフ、アドバイザー、規制当局関係者等）へインタビューを行った Ramanna [2021] によると、共同フレームワーク作成を主導していたのは FASB であり（p.132）、また、FASB と IASB に在籍する米国人が重要な役割を担っていたことが指摘されている（p.138）。「信頼性」を「表現の忠実性」に書き換える作業も例外でなく（Barker et al. [2014] pp.175-176）、「慎重性」の削除も、「慎重性」が「cookie jar accounting³⁷」の口実に使われることを懸念した FASB に IASB が合わせた結果であるという（Zeff [2013] p.307）。

このように、「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換える作業について、FASB と IASB では動機や関わり方が異なっていたかもしれない。もともと米国では、貯蓄貸付組合破綻を契機として公正価値評価が拡大し³⁸、エンロン等の会計不正により資産負債観に基づく基準設定が促進された。資産負債観と公正価値評価が「表現の忠実性」と結びつき、「検証可能性」を含意する「信頼

³⁵ 経済学的な観点からは、期中の富の変化である所得を決定するために、まず期首の富を把握しなければならず、この富の識別が、収益と費用を決定するための概念的なアンカー（conceptual anchor）として機能するという（SEC [2003]）。なお、この見解の妥当性を検討した論文に、福井 [2011] がある。

³⁶ かつて SEC は、IASC の組織体制について FASB に類似した再編を要求し、IASC も世界最大の資本市場を持つ米国の支持を得るため、その要求を承認した（Posner [2010]; Zeff [2012]）。FASB と IASC/IASB の関係が緊密化するにつれ、FASB の監督機関であり会計基準の法的責任を有する SEC の影響力は、ますます強くなっていったという（Kirsch [2012] p.46）。

³⁷ 好況期に費用を多く計上し、翌年度以降の不況期に取崩益を計上することで利益を平準化しようとする会計行動を指す。

³⁸ 米国で公正価値評価が拡大していった背景には、貯蓄貸付組合破綻の一因が、住宅ローンに係る評価損の先送りにあったとの認識がある。米国における公正価値会計の台頭とその社会的背景については、例えば角ヶ谷 [2014] を参照。

性」が排除されたのは、米国の経済社会状況に根差した帰結であったともいえる。他方、同じ置き換え作業であっても、IASB に関しては、FASB の基準設定方針の影響を受けており、資産負債観と公正価値評価を選好する一部メンバーに依存した属人的なものであったといえる。彼らは、財務諸表の情報の質を高める手段として、貸借対照表上の不確実な項目の認識と、その測定に公正価値を用いることを提唱する傾向があった（Morley [2016]）。

なお、2010 年以降、IASB と FASB は公正価値評価の範囲を拡大していないとされているように（Erb and Pelger [2015] p.33）³⁹、資産負債観に基づく基準開発はみられるものの、「表現の忠実性」と公正価値を明示的に関連づけた基準はほとんどない。その背景には、サブプライムローン問題に端を発した金融危機がもたらした公正価値評価への懸念がある⁴⁰。ただし、IASB については、公正価値評価を支持した主要メンバーが 2010 年までに任期を満了し、人員構成に変化が生じたことで、公正価値に対する支持が弱体化したことが指摘されている（Morley [2016] p.240）。後に公表された改訂 IASB フレームワークにおいて、「測定の不確実性」という「検証可能性」に近い概念が「表現の忠実性」の要素となり、「目的適合性」とのトレードオフが記述されたことは先にみたとおりである。これは、一部のメンバーにより主導作成された共同フレームワークの軌道修正とみることもできよう。

（4）共同フレームワーク以降：示された原則的指針

いまみてきたように、共同フレームワークが公表される 2010 年までの間、FASB と IASB の「信頼性」は変容してきた。財政状態の忠実な表現が公正価値評価と結びつき、「検証可能性」との両立が困難になる中で、基準設定主体が「検証可能性」を補強的な質的特性に置いたことは説明したとおりである。そして、共同フレームワークの公表からしばらくして、FASB と IASB は認識・測定と質的特性の一般的関係性を記述しはじめた。

³⁹ 小形 [2024] は、IASB が公表した会計基準を対象に、公正価値評価を特徴とした基準設定の割合が 2010 年以降減少していることを客観的に示している（34 頁）。

⁴⁰ すなわち、流動性が低下した市場の取引価格が公正価値と解され、ノイズやバイアスの入った公正価値評価に伴う評価損の発生と拡大が、金融危機を深刻化させたという懸念である（大日方 [2012a] 238 頁）。

イ. 認識要件

1984年に公表されたSFAC第5号は、財務諸表構成要素がその定義を満たし、測定可能性、「目的適合性」および「信頼性」を有する場合に認識されるとした（para.63）。また、IASCフレームワークおよび共同フレームワークには、財務諸表構成要素の認識要件として、関連する将来の経済的便益が流入または流出する可能性が高く（蓋然性要件）、「信頼性」をもって測定できること（信頼性要件）が挙げられていた。

それに対して、改訂IASBフレームワークでは、資産・負債、それらの変動により生じる収益・費用または持分変動差額の認識により、「目的適合性」と「表現の忠実性」ある情報を提供することが認識要件とされ、蓋然性要件と信頼性要件は削除された。資源流入（流出）の蓋然性が低くとも、「表現の忠実性」のある情報提供が可能な場合はあり、また、認識されるすべての事象に適用できる蓋然性の閾値を設定することも困難であることから、蓋然性要件が削除されたのである（IASB [2018] para.BC5.17）。加えて、「測定の不確実性」が高い場合でも、「表現の忠実性」を有する情報を提供できる可能性はあると考えられたため、信頼性要件も削除された（同 [2018] para.BC5.2）。このような蓋然性要件と信頼性要件の削除は、「検証可能性」の降格と関係があると考えられる。資源流入（流出）の蓋然性が低く、「測定の不確実性」が高い項目は「検証可能性」に乏しい。しかしIASBは、財務諸表構成要素の定義を満たす項目であれば、それらをすべて認識することが、「完全性」を通じて「表現の忠実性」を高め、有用な情報提供に資すると考えているようである（同 [2018] para.5.7）。

また、2023年公表のSFAC第8号第5章によれば、定義を満たした財務諸表構成要素は、測定可能性と「表現の忠実性」を有していれば認識が可能となり、これらの要件に従い認識された項目には「目的適合性」が備わっているという（paras.RD5-6）。蓋然性要件は存在せず、やはり信頼性要件は削除されている。

これら認識要件の改訂は、「検証可能性」が高いとはいえない公正価値評価をも認めるものであり、個別基準の現状をよりよく説明するかもしれない。しかし、蓋然性要件と信頼性要件を失ったいま、認識に係る制約は存在しないともいえる。これらの一般原則から、特定の会計処理を演繹することは困難である。

ロ. 測定基礎の選択

改訂 IASB フレームワークには、測定基礎として、歴史的原価と現在価値（公正価値、使用価値および履行価値、現在原価）が挙げられている。そしてやはり、測定基礎によって提供される情報は、「目的適合性」と「表現の忠実性」を有していなければならないとされる（IASB [2018] para.6.45）。

公正価値は、リスク感応度が高い、あるいは独立して販売されるなど、キャッシュ・フローを直接的に生み出す資産について「目的適合性」ある情報を提供する可能性が高い（同 [2018] paras.6.50-6.57）。ただし、一般に、活発な市場における価格を観察できない場合、「測定の不確実性」が存在するため、見積りを伴う現在価値は、歴史的原価に比べ「検証可能性」に劣り、「表現の忠実性」にも悪影響を及ぼすという（同 [2018] para.6.60）。これは例えば、無形資産や偶発負債を公正価値評価することが忠実な表現になるとしていた企業結合会計基準とは整合的でない。企業結合を客観的な市場条件に基づく取引とみているのかもしれないが、無形資産や偶発負債について活発な市場価格を観察できる保証はないだろう⁴¹。

FASB は、2023 年に、SFAC 第 7 号を置き換える目的で SFAC 第 8 号第 6 章（案）（FASB [2023]）を公表したが、そこでは、入口価格（entry price）と出口価格（exit price）のいずれかを適用することが忠実な表現になるという記述にとどまっている。

FASB と IASB の個別基準において、「表現の忠実性」と公正価値は関連づけられていたが、少なくとも改訂 IASB フレームワークおよび FASB [2023] では、特定の測定基礎が「表現の忠実性」に優れているという立場はとられていない。

4. 結論と課題

（1）結論

本稿の目的は、基本的特性の地位にあった「信頼性」が、なぜ「表現の忠実性」に代替されたのかを解明することにあった。FASB と IASB は、「信頼性」という用語には共通の理解が欠けていることを理由に、「信頼性」を「表現の

⁴¹ なお、同一の資産・負債の公正価値は、市場参加者の観点に基づき測定される結果、同一金額となるため、最も「比較可能性」が高いとされる（IASB [2018] para.6.72）。

忠実性」に置き換えた。「表現の忠実性」は「信頼性」の原義であるという説明に対しては、「検証可能性」こそ「信頼性」の主たる特性であるという批判の声があるものの、実際問題として「信頼性」がどのように解釈・運用されていたかについて、個別基準を対象とした具体的な分析が行われたことはない。また、「信頼性」が「表現の忠実性」に代替された意図として、公正価値評価の促進が指摘されることもあるが、基準開発上、「表現の忠実性」と公正価値評価の関係性も明らかではない。そのような背景から、「信頼性」と個別基準の関係性を問うたのであった。

SFAS と IAS および IFRS を遡って調査したところ、「信頼性」の要素のうち「表現の忠実性」は、そのほかの「検証可能性」や「中立性」に比べて多く言及され、本傾向は 2001 年以降に強まっていた。そのことから、「信頼性」の主たる特性が「表現の忠実性」であるという説明は形式的に誤っているとはいえない。ただし、忠実な表現の対象は、特に 2001 年以降、企業の財政状態へとシフトしていった。会計基準の中には、従前、資産の費消パターンに応じた償却や収益費用対応を忠実な表現とみていたにも関わらず、宗旨替えを行い、定義に即した資産と負債の認識こそ忠実な表現であるとしたものがあった。そして、財政状態の忠実な表現が企業価値の推定に役立つという考え方が、資産・負債の公正価値評価と「表現の忠実性」を結びつけたといえる。

かつての「信頼性」は、たしかに「表現の忠実性」を意識して運用されていたが、それは特段「検証可能性」と対立するものではなかった。認識に係る蓋然性要件と信頼性要件は、書かれていないものの「検証可能性」を体現した規定であり、「表現の忠実性」の運用も「検証可能性」を前提としたものであったと考えられる。しかし、「表現の忠実性」の解釈が財政状態を重視するものへとシフトし、公正価値評価と結びつけられたことで、「検証可能性」との間には対立が生じてしまう。

まとめると、「信頼性」を「表現の忠実性」へ置き換え、「検証可能性」を補強的な特性に置いたのは、公正価値評価を支持するためであり、「検証可能性」と同視されがちな「信頼性」という用語の使用を避けるためという説明は誤りでない。ただし、個別基準を分析すれば、「表現の忠実性」と「検証可能

性」は、元来対立していたわけでもない。正確に言えば、「表現の忠実性」の解釈が公正価値評価と親和性を持つように変容したことが、「表現の忠実性」と「検証可能性」の両立を困難なものにしたのである。FASBにとって、「信頼性」を「表現の忠実性」に置き換え、「検証可能性」を降格させた意義としては、「信頼性」を構成する質的特性間に生じた矛盾の解消が考えられる。他方、IASCフレームワークの「信頼性」には、もともと「検証可能性」は含まれていなかったが、IASBは、「検証可能性」と同視されがちな「信頼性」と「表現の忠実性」の間に生じる默示的な矛盾を解消するために、「信頼性」を排除したと考えられる。

(2) 課題

個別基準における「信頼性」の関係性を分析した結果、「信頼性」が「表現の忠実性」に代替された原因は、「表現の忠実性」の解釈が変容し、資産負債観および公正価値と結びついたことにあったといえる。ただし、未説明の問題もいくつか残されている。

まず、2010年に共同フレームワークが公表されて以降、資産負債観に基づく基準開発はみられるものの、「表現の忠実性」と公正価値を明示的に関連づけた基準はほとんど見当たらない。これは、公正価値が「表現の忠実性」を通じて意思決定有用性を向上させるという推論に疑義を生じさせるものである。

「表現の忠実性」と会計処理の関係性を、論理的かつ実証的に検討する必要があるだろう。

そして、公正価値と「表現の忠実性」の結びつきが弱まれば、共同フレームワークの正当性もあやしくなる。IASBは、2018年に独自に概念フレームワークを改訂し、「測定の不確実性」という「検証可能性」に近い概念を「表現の忠実性」の要素としたうえで、「目的適合性」とのトレードオフに言及した。認識に係る蓋然性要件は削除されたものの、公正価値のような特定の測定基礎が「表現の忠実性」に優れているという立場はとられていない。先述したように、IASBは、共同フレームワークの作成当時、FASBや公正価値を支持するメンバーの影響を受けていたという見方がある。IASBを取り巻く経済環境や人

員構成が変わった現在、「表現の忠実性」について FASB とは異なる考え方を持っている可能性がある。「表現の忠実性」に対する解釈の変化は、今後の基準開発と質的特性の関係性を分析することで明らかになるだろう⁴²。

そもそも、「表現の忠実性」に限らず、多くの質的特性は抽象性が高く、基準設定の具体的指針として機能しづらい。それでも、例えばわが国の概念フレームワークには、単に事実を記述するのではなく、望ましい基準設定のあり方を論じ、将来の指針たりうる規範を示すという役割が期待されている（企業会計基準委員会〔2006〕第2章【本文】13項）。質的特性に根差した基準開発を行うためには、各質的特性の意味内容を具体化すること、そして、意図した特性が確保されているかを検証する努力が必要になる。

⁴² 本稿では行っていないが、定量的なテキスト分析により、「表現の忠実性」と関連性のある用語や概念の共起性を示すこと等も、方法論的課題として挙げることができる。

参考文献

- 大塚成男、「米国におけるストック・オプション会計の政治化問題」、『企業会計』第 69 巻第 3 号、中央経済社、2017 年、53～59 頁
- 小形健介、「米欧におけるのれん会計の政治化問題」、『企業会計』第 69 巻第 3 号、中央経済社、2017 年、29～36 頁
- 、『IASB の基準開発メカニズム－「組織存続の論理」からの究明』、中央経済社、2024 年
- 大日方 隆、「第 2 部第 2 章 会計情報の質的特性」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第 2 版」』、中央経済社、2007 年
- 、「会計機能から見た会計基準の論点」、『企業会計』第 63 巻第 1 号、中央経済社、2011 年、86～92 頁
- 、「第 7 章 金融危機とグローバル会計規制」、大日方隆編著『金融危機と会計規制－公正価値測定の誤謬』、中央経済社、2012 年 a、215～275 頁
- 、「第 10 章 金融危機と金融商品会計基準」、大日方隆編著『金融危機と会計規制－公正価値測定の誤謬』、中央経済社、2012 年 b、317～359 頁
- 川村義則、「第 2 部第 1 章 財務報告の目的」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第 2 版」』、中央経済社、2007 年
- 企業会計基準委員会、「討議資料 財務会計の概念フレームワーク」、企業会計基準委員会、2006 年
- 黒川行治、「第 1 章 機関投資家、資本市場の実態と会計情報－インタビュー調査を踏まえて」、黒川行治編著『日本の会計社会－市場の質と利益の質』、中央経済社、2009 年、1～54 頁
- 斎藤静樹、「第 1 部第 1 章 討議資料の意義と特質」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第 2 版」』、中央経済社、2007 年
- 、「会計基準開発の基本思考とコンバージェンスのあり方」、『金融研究』第 30 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2011 年、1～18 頁
- 角ヶ谷典幸、「第 6 章 認識と測定」、平松一夫、辻山栄子編著『体系現代会計学第 4 巻 会計基準のコンバージェンス』、中央経済社、2014 年、177～211 頁
- 豊田俊一、「第 1 部第 3 章 2006 年版の変更点と特徴」、斎藤静樹編著『詳解「討議資料 財務会計の概念フレームワーク 第 2 版」』、中央経済社、2007 年

- 福井義高、「公正価値会計の経済的帰結」、『金融研究』第 30 巻第 3 号、日本銀行金融研究所、2011 年、19～72 頁
- 山田辰己、「IASB の最初の 10 年の戦略と歩み」、『国際会計研究学会年報』2020 年度第 1・2 合併号、国際会計研究学会、2020 年、27～39 頁
- 米山正樹、「質的な特性に根ざした会計基準の開発—IASB による概念フレームワークの討議資料—」、『経済学論集』第 79 巻第 2 号、東京大学大学院経済学研究科、2013 年、27～94 頁
- American Accounting Association (AAA), *A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA, 1966 (飯野利夫訳『基礎的会計理論』、国元書房、1969 年)
- American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee (AAAFASC), "A Framework for Financial Reporting Standards: Issues and a Suggested Model," *Accounting Horizons*, 24(3), 2010, pp. 471-485.
- American Institute of Certified Public Accountants (AICPA), *An Accounting Research Study No.7 Inventory of Generally Accepted Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA, 1965 (黒澤清監訳『会計原則研究』、日本経営出版会、1968 年)
- , *Statement of the Accounting Principles Board No.4 Basic Concepts and Accounting Principles Underlying Financial Statements of Business Enterprise*, AICPA, 1970 (川口順一訳『企業会計原則』、同文館出版株式会社、1973 年)
- , *Objectives of Financial Statements: Reports of the Study Group on the Objectives of Financial Statements*, AICPA, 1973 (川口順一訳『財務諸表の目的』、同文館出版株式会社、1976 年)
- Ball, Ray, and Philip Brown, "An empirical evaluation of accounting income numbers," *Journal of Accounting Research*, 6 (2), 1968, pp. 159-178.
- Barker, Richard, Andrew Lennard, Christopher Nobes, Marco Trombetta, and Peter Walton, "Response of the EAA Financial Reporting Standards Committee to the IASB Discussion Paper A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting," *Accounting in Europe*, 11(2), 2014, pp. 149-184.
- Barth, Mary E., "Measurement in Financial Reporting: The Need for Concepts," *Accounting Horizons*, 28(2), 2014, pp. 331-352.
- , William H. Beaver, and Wayne R. Landsman, "The Relevance of the Value Relevance Literature for Financial Accounting Standard Setting: Another View," *Journal of Accounting and Economics*, 31, 2001, pp. 77-104.
- Basu, Sudipta, "The Conservatism Principle and the Asymmetric Timeliness of Earnings," *Journal of Accounting and Economics*, 24, 1997, pp. 3-37.
- Bauer, Andrew M., Patricia C. O'Brien, and Umar Saeed, "Reliability Makes Accounting Relevant: A Comment on the IASB Conceptual Framework Project," *Accounting in Europe*, 11(2), 2014, pp. 211-217.
- Cade, Nicole L., Lisa Koonce, and Kim I. Mendoza, "Assets and Liabilities: When Do They Exist?" *Contemporary Accounting Research*, 36(2), 2019, pp. 553-587.

- Dahmash, Firas N., Robert B. Durand, and John Watson, “The Value Relevance and Reliability of Reported Goodwill and Identifiable Intangible Assets,” *The British Accounting Review*, 41, 2009, pp. 120-137.
- De Franco, Gus, S.P. Kothari, and Rodrigo S. Verdi, “The benefits of financial statement comparability,” *Journal of Accounting Research*, 49(4), 2011, pp. 895-931.
- Erb, Carsten, Christoph Pelger, ““Twisting words”? A study of the construction and reconstruction of reliability in financial reporting standard-setting,” *Accounting, Organizations and Society*, 40, 2015, pp. 13-40.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), “Discussion Memorandum, An Analysis of Issues Related to Conceptual Framework for Financial Accounting and Reporting: Element of Financial Statements and Their Measurement,” FASB, 1976.
- , FASB Response to SEC Study on the Adoption of a Principles-Based Accounting System, FASB, 2004.
- , Meeting: Conceptual Framework— Qualitative Characteristics: Relevance and Reliability, FASB, 2005 (available at https://fasb.org/Page/ShowPdf?path=05-25-05_conceptual_framework.pdf&title=05-25-05_conceptual_framework.pdf, 2024 年 9 月 26 日).
- , Conceptual Framework Board Meeting—Phase A—Objectives and Qualitative Characteristics (QC’s): Redeliberations, FASB, 2007 (available at https://fasb.org/Page/ShowPdf?path=05-02-07_cf.pdf&title=05-02-07_cf.pdf, 2024 年 9 月 26 日).
- , Exposure Draft Proposed Statement of Financial Accounting Concepts, Concepts Statement No. 8, Conceptual Framework for Financial Reporting Chapter 6: Measurement, FASB, 2023.
- Herrmann, Don, Shahrokh M. Saudagaran, and Wayne B. Thomas “The quality of fair value measures for property, plant, and equipment,” *Accounting Forum*, 30, 2006, pp. 43-59.
- International Accounting Standards Committee (IASC), Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements, IASC, 1989.
- International Accounting Standards Board (IASB), Conceptual Framework Qualitative Characteristics 2: Qualitative Characteristics other than Relevance and Reliability (Faithful Representation), IASB Agenda Paper 6, IASB, 2005a (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/conceptual-framework-2010/ap6-qualitative-characteristics-2.pdf>, 2024 年 9 月 26 日).
- , Conceptual Framework Qualitative Characteristics 3: Relationships between Qualitative Characteristics, IASB Agenda Paper 7A, IASB, 2005b (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/conceptual-framework-2010/ap7a-qualitative-characteristics-3.pdf>, 2024 年 9 月 26 日).
- , Discussion Paper Preliminary Views on an improved Conceptual Framework for Financial Reporting: The Objective of Financial Reporting and Qualitative Characteristics of Decision-useful Financial Reporting Information, IASB, 2006.
- , Information for Observers (IASB Board Meeting: December, London, Comment Letter summary: Objectives and Qualitative Characteristics, Agenda paper 2A), IASB, 2008 (available at

- <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2008/december/iasb/conceptual-framework/ap2a-comment-letter-summary.pdf>, 2024 年 9 月 26 日).
- , *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2010.
- , *Discussion Paper A Review of the Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2013.
- , *Conceptual Framework—Prudence*, IASB Staff Paper, IASB, 2014 (available at <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2014/may/iasb/conceptual-framework/ap10i-prudence.pdf>, 2024 年 9 月 26 日).
- , *Conceptual Framework for Financial Reporting*, IASB, 2018.
- Ijiri, Yuji, and Robert K. Jaedicke, “Reliability and Objectivity of Accounting Measurements,” *The Accounting Review*, 41(3), 1966, pp. 474-483.
- , “On the Accountability-Based Conceptual Framework of Accounting,” *Journal of Accounting and Public Policy*, 2, 1983, pp.75-81.
- Jones, Michael J., and Malcolm Smith, “Traditional and alternative methods of measuring the understandability of accounting narratives,” *Accounting, Auditing and Accountability Journal*, 27 (1), 2014, pp. 183-208.
- Joyce, Edward J., Robert Libby, and Shyam Sunder, “Using the FASB's Qualitative Characteristics in Accounting Policy Choices,” *Journal of Accounting Research*, 20(2) Part II, 1982, pp. 654-675.
- Kadous, Kathryn, Lisa Koonce, Jane M. Thayer, “Do Financial Statement Users Judge Relevance Based on Properties of Reliability?” *The Accounting Review*, 87(4), 2012, pp. 1335–1356.
- Kirsch, Robert J., “The evolution of the relationship between the US financial accounting standards board and the international accounting standard setters: 1973-2008,” *Accounting Historians Journal*, 39(1), 2012, pp. 1-51.
- Mala, Rajni, and Parmod Chand, “Commentary on phase A of the revised conceptual framework: Implications for global financial reporting,” *Advances in Accounting, incorporating Advances in International Accounting*, 31(2), 2015, pp. 209-218.
- Morley, Julia, “Internal lobbying at the IASB,” *Journal of Accounting and Public Policy*, 35(3), 2016, pp. 224-255.
- Nobes, Christopher W., and Christian Stadler, “The qualitative characteristics of financial information, and managers’ accounting decisions: evidence from IFRS policy changes,” *Accounting and Business Research*, 45(5), 2015, pp. 572-601.
- O’Brien, Patricia C., “Changing the Concepts to Justify the Standards,” *Accounting Perspectives*, 8(4), 2009, pp. 263-275.
- Pelger, Christoph, “The Return of Stewardship, Reliability and Prudence – A Commentary on the IASB’s New Conceptual Framework,” *Accounting in Europe*, 17(1), 2020, pp. 33-51.
- Penman, Stephen, “Conservatism as a Defining Principle for Accounting,” *The Japanese Accounting Review*, 6, 2016, pp. 1-16.
- Posner, Elliot, “Sequence as explanation: The international politics of accounting standards,” *Review of International Political Economy*, 17(4), 2010, pp. 639-664.
- Ramanna, Karthik, “Unreliable Accounts: How Regulators Fabricate Conceptual Narratives to Diffuse Criticism,” *Accounting, Economics, and Law: A Convivium*, 12(2), 2021, pp. 81-151.

- Storey, Reed K., and Sylvia Storey, "The Framework of Financial Accounting Concepts and Standards, FASB Special Report" 1998.
- Smith, Malcolm, "Qualitative characteristics in accounting disclosures: a desirability trade-off," *Managerial Auditing Journal*, 11(3), 1996, pp. 11-16.
- U.S. Securities and Exchange Commission, Study pursuant to section 108 (d) of the Sarbanes-Oxley Act of 2002 on the adoption by the United States financial reporting system of a principles-based accounting system, SEC, 2003 (available at <https://www.sec.gov/news/studies/principlesbasedstand.htm>, 2024 年 9 月 26 日).
- Whittington, Geoffrey, "Fair Value and the IASB/FASB Conceptual Framework Project: An Alternative View," *ABACUS*, 44(2), 2008a, pp. 139-168.
- , "Harmonisation or discord? The critical role of the IASB conceptual framework review," *Journal of Accounting and Public Policy*, 27(6), 2008b, pp. 495-502.
- Zeff, Stephen A., "Evolution of the conceptual framework for business enterprises in the United States," *Accounting Historians Journal*, 26(2), 1999, pp. 89-131.
- , "The Evolution of the IASC into the IASB, and the Challenges it Faces," *The Accounting Review*, 87(3), 2012, pp. 807-837.
- , "The objectives of financial reporting: a historical survey and analysis," *Accounting and Business Research*, 43(4), 2013, pp. 262-327.